



**令和5年度（2023年度）
北海道の文化振興施策の概要**

**令和5年（2023年）10月
北海道環境生活部文化局文化振興課**

目 次

●項 目

●ページ

第1	北海道文化振興指針<概要>	1
第2	文化振興施策の体系図	3
第3	令和5年度（2023年度）文化振興施策の概要	4
1	道民の文化活動の促進	8
2	芸術鑑賞等広く文化に接する機会の提供	1 7
3	文化活動を担う人材の育成	2 3
4	文化交流の促進	2 7
5	文化環境の整備及び充実	3 2
6	歴史的文化遺産の保存及び活用	4 4
7	文化性に配慮したまちづくりの推進	5 5
8	推進体制等	6 7
第4	参 考	
1	北海道文化振興条例	6 8
2	北海道文化財団の概要	7 1

第1 北海道文化振興指針〈概要〉

I 文化振興の目標

北海道は、鮮やかな四季と雄大な自然に恵まれた地域です。この北海道を、道民一人ひとりが心の豊かさを実感でき、多様性に満ちた活力ある地域社会とするため、優れた自然環境、独自の歴史、多彩な生活様式などに根ざした個性的な地域文化への理解を深め、次世代に確実に継承していくとともに、新たな地域文化を創造・発展させ、文化により生み出される様々な価値を活用し、全ての人々が等しく文化の恵沢を享受することができる生活文化圏を築いていくことを目指します。

II 基本理念

道は、地域文化への理解を深め、次世代に確実に継承していくとともに、新たな地域文化を創造・発展させ、生活文化圏を構築するため、次の基本理念に基づき、文化振興施策を推進し、文化行政の充実を図っていきます。

1 一つひとつのまちを表情豊かにする

それぞれの地域の特色に応じた多様な文化を掘り起こし、一つひとつのまちを表情豊かにする地域文化を育てていきます。

2 地域を結び地域と世界をつなぐ

地域間の文化交流や世界の様々な文化とのふれあい・交流を進めることにより、地域と地域を結び、地域と世界をつなぐ文化を育てていきます。

3 自然と共生し伸びやかな文化を育む

自然と共に生きてきた先人たちの知恵や創意に学びながら、自然を守り、自然と調和のとれた伸びやかな文化を育てていきます。

4 北海道らしい文化を発信する

北海道の自然、歴史、生活様式などに根ざした個性的な地域文化を創造し、内外に誇りを持って発信していきます。

5 先人の培った文化を受け継ぎ次代に伝える

先人たちの努力によって培われてきた貴重な文化を受け継ぎ、大切に守り育て、次の世代に伝えていきます。

III 文化振興施策の推進

道は、関係機関等と相互に連携しながら、次の事項を「文化振興のための基本的な施策」として推進します。

1 道民の文化活動の促進

(1) 文化活動への参加機会の拡充と参加意欲の向上

文化芸術は人々の活力や社会の成長の源泉となるものであり、地域の特色を生かした様々な文化活動を継続し、より一層促進していく必要があります。このため、道民の自主的な文化活動への参加機会の拡充と参加意欲の向上を図ります。

(2) 文化に関する顕彰

文化活動を行っている人々の功績が社会から評価されることは、道民の文化に対する関心や活動意欲を高め地域文化の発展を促進します。このため、文化に関する顕彰を行います。

2 芸術鑑賞等広く文化に接する機会の提供

文化芸術は、人々に感動や共感、ゆとりや潤いなど様々な恩恵をもたらしてくれるものであり、特に、子どもたちから優れた文化芸術に接することは、豊かな心や感性を育む上で非常に効果的です。このため、北海道の広域性にも配慮しつつ、芸術鑑賞等広く文化に接する機会を提供します。

3 文化活動を担う人材の育成

先人たちが培ってきた貴重な文化を継承し、発展させるためには、地域文化の担い手はもとより、多様で高い専門的技術を有する人材を育成・確保することが必要です。このため、子どもの頃から、地域の歴史や文化を尊重する心を育むなど、中長期的な視点に立って文化活動を担う人材の育成に取り組みます。

4 文化交流の促進

(1) 地域における交流の充実

様々な地域や世代との文化交流は、人と人との心のつながりや相互理解を促進するとともに、地域の歴史・文化に対する理解を深め、地域への愛着や誇りの醸成に寄与します。このため、文化活動を通じた道内外の地域との交流や、世代間の交流を充実します。

(2) 世界との文化交流の促進

世界との文化交流は、海外からの誘客や、地域の文化施設、文化資源の多言語化につながるとともに、新たな文化を創造する活力になります。このため、世界との文化交流を促進します。

5 文化環境の整備及び充実

(1) 文化施設の充実

年齢、性別、障がいの有無などに関わらず、全ての道民が、いかなる時でも等しく文化活動や芸術鑑賞など広く文化に接するためには、文化ホールや博物館、美術館等の文化施設の機能を充実させることが必要です。また、博物館や美術館等は、文化芸術の保存・継承のみならず、地域の文化に対する理解を深め、その魅力を伝える拠点としての役割も有しています。このため、文化施設の機能の充実を図ります。

(2) 文化情報の発信

文化活動の促進を図るとともに、地域文化に対する理解・関心を高めるため、文化に関する情報を広く発信します。

6 歴史的文化遺産の保存及び活用

長い歴史の中で生まれ、継承されてきた有形・無形の文化財や生活習慣などに根ざした文化は、北海道の歴史や文化等を深く理解する上で欠くことのできないものであり、さらなる文化の向上・発展の基礎となるものです。また、各地域において、文化資源を活用した観光施策の推進や地域づくりなどの取組が広がっています。このため、歴史的文化遺産の保存及び活用に取り組みます。

7 文化性に配慮したまちづくりの推進

道民が暮らしの中にゆとりや潤いといった心の豊かさを実感でき、文化的で活力ある社会を構築するためには、文化の振興に加え、美しい景観の形成や快適な生活環境、自然との共生などに配慮したまちづくりを進める必要があります。

IV 推進体制等

1 各主体の役割

北海道における文化振興施策を推進していくためには、市町村、文化振興を目的とする法人・団体等、文化団体、民間企業等の各主体がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携・協働していくことが重要です。

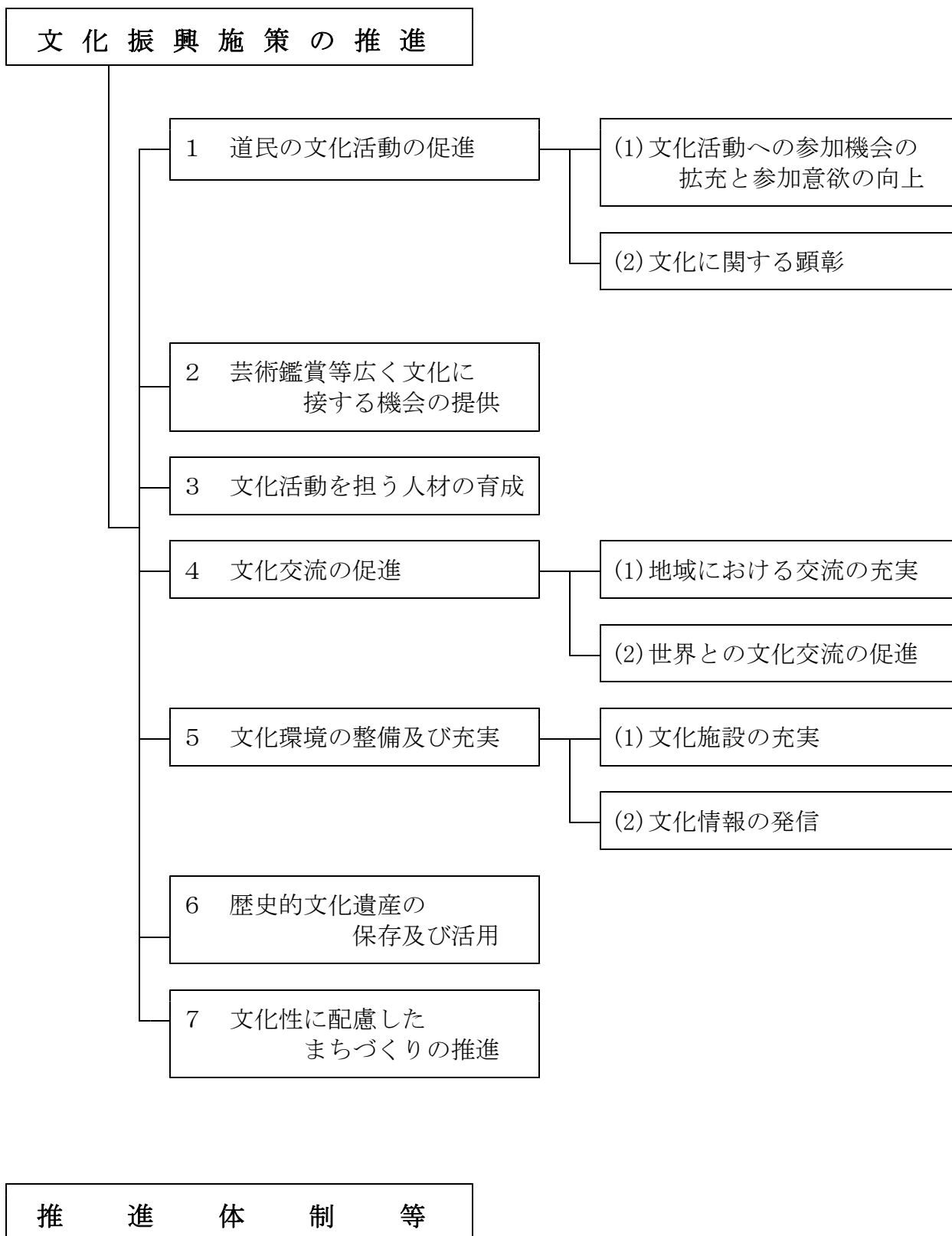
2 北海道文化基金の活用

文化の振興を図るために必要な事業に要する経費の財源として活用します。

3 進行管理

国の文化芸術推進基本計画の期間にあわせて、文化振興に係る数値目標を設定し、文化振興施策の検証・評価を行います。また、社会経済情勢の変化や関係法令の改正、国の文化芸術推進基本計画の改定などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

第2 文化振興施策の体系図



第3 令和5年度(2023年度)文化振興施策の概要

●文化振興施策名

●担当部局名

●ページ

1 道民の文化活動の促進

(1) 文化活動への参加機会の拡充と参加意欲の向上

1-1-01	地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）	総合政策部	8
1-1-02	一般財団法人地域創造負担金	環境生活部	8
1-1-03	地域文化創造事業（北海道文化財団補助金）	環境生活部	9
1-1-04	文化発信拠点づくり推進事業費	環境生活部	9
1-1-05	文化団体活動費補助金	環境生活部	10
1-1-06	地域メディア芸術推進事業費	環境生活部	10
1-1-07	カルチャーナイトサポート	環境生活部	11
1-1-08	赤れんがアーティスト事業	環境生活部	11
1-1-09	アイヌ民族文化財団事業費補助金	環境生活部	12
1-1-10	民族共生象徴空間（ウポポイ）関連予算・ 縄文世界遺産活用推進強化費	環境生活部	12
1-1-11	老人クラブ活動推進費補助金	保健福祉部	13
1-1-12	明るい長寿社会づくり推進事業費補助金	保健福祉部	13
1-1-13	障がい者社会参加総合推進事業	保健福祉部	14

(2) 文化に関する顕彰

1-2-01	各種表彰経費（北海道功労賞関係）	総務部	15
1-2-02	各種表彰経費（栄誉賞関係）	環境生活部	15
1-2-03	生活文化活動振興事業費	環境生活部	16
1-2-04	各種表彰経費（北海道文化賞関係）	環境生活部	16

2 芸術鑑賞等広く文化に接する機会の提供

2-1-01	芸術文化鑑賞事業（北海道文化財団補助金）	環境生活部	17
2-1-02	パンフィック・ミュージック・フェスティバル開催事業費補助金	環境生活部	17
2-1-03	芸術文化活動費補助金	環境生活部	17
2-1-04	〔再掲〕一般財団法人地域創造負担金	環境生活部	18
2-1-05	〔再掲〕文化団体活動費補助金	環境生活部	18
2-1-06	青少年芸術劇場費	教育庁	19
2-1-07	近代美術館事業費	教育庁	19
2-1-08	旭川美術館事業費	教育庁	20
2-1-09	函館美術館事業費	教育庁	20
2-1-10	帯広美術館事業費	教育庁	21
2-1-11	三岸好太郎美術館事業費	教育庁	21
2-1-12	アートギャラリー北海道推進事業	教育庁	22
2-1-13	美術品収集費	教育庁	22

3 文化活動を担う人材の育成

3-1-01	北海道未来人財応援事業	総合政策部	23
3-1-02	[再掲] 一般財団法人地域創造負担金	環境生活部	23
3-1-03	文化活動人材育成事業（北海道文化財団補助金）	環境生活部	24
3-1-04	芸術文化交流事業（北海道文化財団補助金）	環境生活部	24
3-1-05	[再掲] パシフィック・ミュージック・フェスティバル開催事業費補助金	環境生活部	25
3-1-06	生涯学習ネットワークカレッジ事業及び視聴覚センター事業	教育庁	25
3-1-07	部活動指導員配置事業	教育庁	26

4 文化交流の促進

(1) 地域における交流の充実

4-1-01	[再掲] 文化活動人材育成事業（北海道文化財団補助金）	環境生活部	27
4-1-02	[再掲] 芸術文化交流事業（北海道文化財団補助金）	環境生活部	27
4-1-03	[再掲] 生涯学習推進センター事業費（学習情報提供システム事業）	教育庁	28

(2) 世界との文化交流の促進

4-2-01	北海道ブランドの発信	総合政策部	29
4-2-02	赤れんが通信	総合政策部	29
4-2-03	日本語教育などによる多文化共生推進事業	総合政策部	29
4-2-04	[再掲] パシフィック・ミュージック・フェスティバル開催事業費補助金	環境生活部	30
4-2-05	[再掲] 文化団体活動費補助金	環境生活部	30
4-2-06	北海道博物館特別展	環境生活部	31
4-2-07	[再掲] 民族共生象徴空間（ウポポイ）関連予算・縄文世界遺産活用推進強化費	環境生活部	31

5 文化環境の整備及び充実

(1) 文化施設の充実

5-1-01	道民活動センター管理費	総務部	32
5-1-02	北海道市町村振興基金貸付金	総合政策部	32
5-1-03	[再掲] 地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）	総合政策部	33
5-1-04	北海道博物館事業費・試験研究費・管理運営費	環境生活部	34
5-1-05	開拓の村施設整備費	環境生活部	34
5-1-06	オホーツク流氷科学センター費（管理運営費）	環境生活部	35
5-1-07	庁舎等営繕費（文化振興課関係施設分）	環境生活部	35
5-1-08	[再掲] 文化発信拠点づくり推進事業費	環境生活部	36
5-1-09	[再掲] 北海道博物館特別展	環境生活部	36
5-1-10	北海道立アイヌ総合センター管理運営費	環境生活部	37
5-1-11	図書館維持管理費	教育庁	37
5-1-12	生涯学習推進センター費	教育庁	38
5-1-13	道立美術館（5館）維持運営費	教育庁	38
5-1-14	北海道立北方民族博物館管理運営費	教育庁	39
5-1-15	北海道立文学館維持管理費	教育庁	39
5-1-16	北海道立釧路芸術館維持管理費	教育庁	40
5-1-17	北海道立埋蔵文化財センター維持管理費	教育庁	40

5 文化環境の整備及び充実

(2) 文化情報の発信

5-2-01	文化情報発信事業（北海道文化財団補助金）	環境生活部	41
5-2-02	〔再掲〕北海道博物館特別展	環境生活部	41
5-2-03	生涯学習推進センター費（学習相談・広報事業）	教育庁	42
5-2-04	生涯学習推進センター費（学習情報提供システム事業）	教育庁	42
5-2-05	図書館情報システム運営費	教育庁	43
5-2-06	埋蔵文化財情報システム維持管理費	教育庁	43
5-2-07	交流広場の設置・活用	総合政策部	43

6 歴史的文化遺産の保存及び活用

6-1-01	文書館管理費（文書館資料の閲覧・展示・普及事業）	総務部	44
6-1-02	文書館管理費（文書館資料の調査・収集・整理事業）	総務部	44
6-1-03	古文書解読講座	総務部	45
6-1-04	北海道史編集費	総務部	45
6-1-05	庁舎等維持営繕費（赤れんが庁舎改修事業費）	総務部	46
6-1-06	北海道遺産構想の推進	総合政策部	46
6-1-07	夏休み知事公館公開事業	総合政策部	47
6-1-08	〔再掲〕北海道博物館事業費・試験研究費・管理運営費	環境生活部	47
6-1-09	〔再掲〕北海道博物館特別展	環境生活部	48
6-1-10	〔再掲〕開拓の村施設整備費	環境生活部	48
6-1-11	野幌森林公園エリア活性化・拠点化事業費 歴史文化「体感」交流空間再生事業費	環境生活部	49
6-1-12	〔再掲〕文化発信拠点づくり推進事業費	環境生活部	49
6-1-13	縄文世界遺産活用推進強化費	環境生活部 教育庁	50
6-1-14	〔再掲〕北海道立アイヌ総合センター管理運営費	環境生活部	50
6-1-15	〔再掲〕図書館維持管理費	教育庁	51
6-1-16	遺跡埋蔵文化財保存対策費	教育庁	51
6-1-17	文化財保存対策費	教育庁	52
6-1-18	文化財保護活動費補助金	教育庁	52
6-1-19	アイヌ文化保存対策費	教育庁	53
6-1-20	縄文時代に学ぶ・世界遺産を活用した次世代育成事業	教育庁	53
6-1-21	第65回北海道・東北ブロック民俗芸能大会	教育庁	54

7 文化性に配慮したまちづくりの推進

7-1-01	[再掲] 生活文化活動振興事業費	環境生活部	55
7-1-02	北海道教育旅行活性化事業費	経 済 部	55
7-1-03	「北海道フラワーウォーク」運動推進事業	農 政 部	56
7-1-04	交通安全施設事業費	建 設 部	56
7-1-05	屋外広告物景観指導対策費	建 設 部	57
7-1-06	都市計画街路事業費	建 設 部	57
7-1-07	美しい景観のくにづくり推進事業費	建 設 部	58
7-1-08	北海道景観づくりサポート企業登録制度	建 設 部	58
7-1-09	交番・駐在所整備費	警 察 本 部	58
7-1-10	交通安全施設整備費	警 察 本 部	59
7-1-11	中山間地域農業農村総合整備事業費	農 政 部	59
7-1-12	漁港海岸事業費	水産林務部	60
7-1-13	生きている川づくり推進事業費（河川）	建 設 部	60
7-1-14	海辺のふれあい事業	建 設 部	61
7-1-15	きた住まいる推進事業費	建 設 部	61
7-1-16	鳥獣保護対策推進費・自然公園保全費	環境生活部	62
7-1-17	自然公園施設整備費	環境生活部	62
7-1-18	「北海道のmokuiku（木育）」推進事業費	水産林務部	63
7-1-19	地域環境保全下水道事業費補助金	建 設 部	63
7-1-20	都市公園事業費	建 設 部	64
7-1-21	北海道植樹の日・育樹の日推進事業費 （北海道・木育フェスタ開催費）	水産林務部	64
7-1-22	道立の森維持運営費	水産林務部	65
7-1-23	道民との協働の森づくり推進事業費	水産林務部	65
7-1-24	北海道漁業協同組合連合会と市町村の連携による 森林づくり活動への支援事業費	水産林務部	66
7-1-25	みどり豊かな道づくり事業	建 設 部	66

8 推進体制等

8-1-01	[再掲] 北海道文化財団補助金	環境生活部	67
--------	-----------------	-------	----

1 道民の文化活動の促進

(1) 文化活動への参加機会の拡充と参加意欲の向上

1-1-01	担当部局名	総合政策部
事業名	地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）（平成22年度～）	
目的	地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、市町村等が地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む各種事業を支援する。	
事業の概要	<p>1 交付対象者 ○市町村、一部事務組合、広域連合 ○（ソフト系事業の場合）複数の市町村で構成する協議会等、総合振興局長・振興局長が適当と認める者</p> <p>2 交付対象事業 社会福祉事業、教育文化振興事業、生活環境整備・地域づくり事業、スポーツ振興事業など ○教育文化振興事業 文化振興施設整備事業（ハード系）、文化財保存整備事業（ハード系、ソフト系） 地域文化振興事業（ソフト系）など</p> <p>3 交付限度額 <ハード系事業> 上限額：1億円（一部事務組合、広域連合が行うものについては2億円） 下限額：500万円 <ソフト系事業> 上限額：市町村 500万円 一部事務組合、広域連合、複数の市町村で構成する協議会等 1,000万円 総合振興局長・振興局長が適当と認める者 300万円 下限額：市町村、一部事務組合、広域連合、複数の市町村で構成する協議会等 50万円 総合振興局長・振興局長が適当と認める者 10万円</p> <p>4 交付率：1/2以内</p> <p>5 その他：交付要綱や事業採択等については各総合振興局・振興局長が決定 ※地域の実情や事業の内容などを勘案し、総合振興局・振興局長が特に必要と認める事業については、下限額や交付単位を適用しない。</p>	
道予算額	4,420,000千円（R4年度 4,180,000千円）	
担当課係	各総合振興局・振興局地域創生部地域政策課（地域創生局地域政策課地域政策係）	
備考	※予算額は地域づくり推進事業分	

1-1-02	担当部局名	環境生活部
事業名	一般財団法人地域創造負担金（平成7年度～）	
目的	一般財団法人地域創造に対し、負担金を支出する。	
事業の概要	<p>1 一般財団法人地域創造の概要 (1) 設立の目的 地域における創造的な文化・芸術活動のための環境づくり等を行うとともに、地方公共団体が実施するこれらの活動等を支援し、もって美しく心豊かなふるさとづくりの推進に寄与する。 (2) 出資金 50,000千円（設立時） (3) 主務官庁 総務省</p> <p>2 財団の主な事業内容 (1) 公共ホール等活性化支援事業 (2) 地域伝統芸能等保存事業</p>	
道予算額	11,649千円（R4年度 12,046千円）	
担当課係	文化局文化振興課文化振興係	
備考		

1 道民の文化活動の促進

(1) 文化活動への参加機会の拡充と参加意欲の向上

1-1-03	担当部局名	環境生活部
事業名	地域文化創造事業（北海道文化財団補助金）（平成7年度～）	
目的	文化の香り高い地域づくりに資するため、地域において文化団体等が住民参加により実施する創造的的文化活動を、北海道文化財団が共催して支援する経費等に対し補助する。	
事業の概要	<p>1 まちの文化創造事業 地域住民が参加する自主的で創造的な、音楽・演劇・舞踊等の舞台発表活動や美術・メディア芸術・文芸等の創作活動及びワークショップ等に対し、経費の負担や助言等を行う。</p> <p>2 アドバイザー派遣事業 地域の文化団体等からの要請に基づいて、文化活動に関する専門的な知識や経験を有するアドバイザーやプロのアーティストを派遣し、事業企画や舞台技術に関する指導・助言、舞台表現に関するワークショップ等を行う。</p>	
道予算額	40,676千円（R4年度 41,274千円）	
担当課係	文化局文化振興課文化振興係	
備考		

1-1-04	担当部局名	環境生活部
事業名	文化発信拠点づくり推進事業費（平成23年度～）	
目的	道内で活躍している若手アーティストを道民に紹介するミニコンサートや、本道の文化情報を発信するポータルサイトの運営など、文化発信事業を実施する。	
事業の概要	<p>1 文化発信イベントの開催 道内で活動するアーティスト等によるミニコンサート等を開催する。</p> <p>2 「北海道歴史・文化ポータルサイト」の運営 ウェブ上で、北海道の歴史・文化や自然等に関する情報を国内外に発信する。</p>	
道予算額	1,283千円（R4年度 1,053千円）	
担当課係	文化局文化振興課文化振興係	
備考		

1 道民の文化活動の促進

(1) 文化活動への参加機会の拡充と参加意欲の向上

1-1-05	担当部局名	環境生活部
事業名	文化団体活動費補助金（昭和42年度～）	
目的	本道芸術文化の水準向上を図るため、北海道文化団体協議会が行う文化活動事業に対し補助する。	
事業の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 道民芸術祭 北海道文化団体協議会とその構成団体である14管内文化団体協議会が、全道各地で芸術文化活動を行う個人・団体に、日頃の成果を発表する場として、道民芸術祭を開催 2 文化団体活動事業 北海道文化集会の開催、広報誌の刊行、芸術賞等の授与及び文化活動への参加 3 国際文化交流事業 中国黒龍江省との芸術文化交流 4 国民文化祭派遣事業 演劇・舞踊等の団体の派遣 	
道予算額	3,503千円（R4年度 3,503千円）	
担当課係	文化局文化振興課文化振興係	
備考	<補助先> 北海道文化団体協議会	

1-1-06	担当部局名	環境生活部
事業名	地域メディア芸術推進事業費（平成28年度～）	
目的	著名な漫画家等を数多く輩出している本道の優位性を活かし、まんが・アニメ等のメディア芸術を活用することにより北海道の魅力発信を行う。	
事業の概要	<p>本道の「まんが・アニメ」などのメディア芸術を通じた、北海道の魅力発信を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第8回北のまんが大賞（まんが・イラストコンテスト）の実施 <ul style="list-style-type: none"> 【まんが部門】 ・北海道をテーマとしたまんが作品の募集 【イラスト部門】 ・テーマに沿ったイラスト作品の募集 (テーマ：エコ(ECO)) <p>北海道知事賞、札幌市長賞、特別賞、U-15北海道知事賞、U-15札幌市長賞、U-15特別賞の作品を選定</p> 2 第1回北のアニメ大賞の実施 <p>北海道をテーマとしたアニメーション作品の募集</p> <p>大賞、準大賞、特別賞の作品を選定</p> 	
道予算額	2,072千円（R4年度 1,228千円）	
担当課係	文化局文化振興課文化振興係	
備考		

1 道民の文化活動の促進

(1) 文化活動への参加機会の拡充と参加意欲の向上

1-1-07	担当部局名	環境生活部
事業名	カルチャーナイトサポート	
目的	道内の地域文化活動の活性化を図るため、「公共施設や文化施設、民間施設等を夜間開放し、各施設の専門分野や特色を活かした文化プログラムを行う」『カルチャーナイト』に参加する。	
事業の概要	<p>道有施設を活用し、文化プログラムを実施するとともに、希望者に発表の場を提供するなどのサポートを実施する。</p> <p>1 開催日 令和5年(2023年)7月21日(金)</p> <p>2 対象施設 知事公館</p>	
道予算額	予算措置なし	
担当課係	文化局文化振興課文化振興係	
備考	旧赤レンガチャレンジ事業	

1-1-08	担当部局名	環境生活部
事業名	赤れんがアーティスト事業	
目的	赤れんが庁舎前庭を、大道芸人やストリートミュージシャンなどの活動の場として提供することにより、誰もが気軽に文化に接することができる環境づくりに取り組む。	
事業の概要	○赤れんが庁舎リニューアル工事に伴い休止中。	
道予算額	予算措置なし	
担当課係	文化局文化振興課文化振興係	
備考	旧赤レンガチャレンジ事業	

1 道民の文化活動の促進

(1) 文化活動への参加機会の拡充と参加意欲の向上

1-1-09	担当部局名	環境生活部
事業名	アイヌ民族文化財団事業費補助金（平成9年度～）	
目的	「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」に基づく国の指定を受けた公益財団法人アイヌ民族文化財団が行う事業に対して助成し、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。	
事業の概要	<p>公益財団法人アイヌ民族文化財団は次の5つを施策として事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 アイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進 アイヌに関する総合的かつ実践的な研究を行う事業や、研究成果などの出版に対する助成を行う。 2 アイヌ語の振興 アイヌ語の指導者や話者の育成、学習機会や学習成果の発表の機会の提供を行う。 3 アイヌ文化の振興 伝統的な工芸や口承文芸などに関する伝承活動を再生する事業や、国内外の文化交流活動、アイヌ文化の普及、優れたアイヌ文化活動への表彰・顕彰を行う。 4 アイヌの伝統等に関する普及啓発 イランカラプテキャンペーンや学校教育における知識の普及等を通じて、アイヌの歴史や文化についての理解促進を図るための普及啓発を行う。 5 アイヌ文化の伝承者育成事業 アイヌ文化における様々な技術や言語等を総合的又は分野別に身につけて、それらを伝承する者の育成を図る事業を行う。 	
道予算額	304,231千円（R4年度 304,269千円）	
担当課グループ	アイヌ政策推進局アイヌ政策課アイヌ政策推進グループ	
備考		

1-1-10	担当部局名	環境生活部
事業名	民族共生象徴空間（ウポポイ）関連予算・縄文世界遺産活用推進強化費	
目的	ウポポイ（民族共生象徴空間）への誘客や開設効果の地域波及、アイヌ文化の魅力の一層の発信に向け、多様な媒体を活用した広報や工芸品の販路拡大、博物館を通じた情報発信を行う。	
事業の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 魅力発信 <ol style="list-style-type: none"> (1) ウポポイ・アイヌ関連施設等魅力発信事業 広告、イベント等を活用したウポポイ・アイヌ関連施設等のPR (2) アイヌ文化パフォーマンス発信事業 国内外イベント等を活用したアイヌ古式舞踊の発信 2 文化発信 <ol style="list-style-type: none"> (1) アイヌ工芸品販路拡大・担い手育成推進事業 アンテナショップの開設、若年層向け技術研修の実施 (2) アイヌ文化情報発信強化事業 ・北海道博物館におけるウポポイ誘客促進 巡回展・出前講演会、学習コンテンツ、ワークショップなど 	
道予算額	144,589千円（R4年度 189,077千円）	
担当課係等	環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課 環境生活部文化局文化振興課	
備考	※食・観光を通じた情報発信（経済部）はR3年度で終了	

1 道民の文化活動の促進

(1) 文化活動への参加機会の拡充と参加意欲の向上

1-1-11	担当部局名	保健福祉部
事業名	老人クラブ活動推進費補助金（昭和38年度～）	
目的	高齢者の豊かな経験や知識、能力を生かし、生きがいと健康づくり、社会参加、地域の担い手としての役割の確立等を推進する老人クラブ活動に対し助成し、高齢者の生活を豊かにするとともに長寿社会づくりに資することを目的とする。	
事業の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 老人クラブ運営費補助金（昭和38年度～） 老人クラブの活動を促進する事業に対して助成する 2 老人クラブ活動支援事業費補助金（昭和49年度～） 老人クラブの積極的な活動促進を図るために、事業を推進する北海道老人クラブ連合会の活動推進員の設置及び実施事業等に対して助成する。 	
道予算額	106,720千円（R4予算額 109,756千円）	
担当課係	福祉局高齢者保健福祉課介護運営係	
備考	<補助先> 市町村、北海道老人クラブ連合会	

1-1-12	担当部局名	保健福祉部
事業名	明るい長寿社会づくり推進事業費補助金（平成3年度～）	
目的	高齢者の生きがいと健康づくりを総合的に実践するための事業を実施する。	
事業の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者のスポーツ・健康づくり事業 2 地域活動等推進組織づくり事業 3 高齢者の社会活動の振興のための指導者養成事業 4 老人週間事業 	
道予算額	25,162千円（R4予算額 25,162千円）	
担当課係	福祉局高齢者保健福祉課介護運営係	
備考	<補助先> 北海道社会福祉協議会	

1 道民の文化活動の促進

(1) 文化活動への参加機会の拡充と参加意欲の向上

1-1-13	担当部局名	保健福祉部
事業名	障がい者社会参加等総合推進事業（昭和41年度～）	
目的	障がい者の福祉の向上に資するため、社会活動への参加と自立を促進することを目的として事業を実施する。	
事業の概要	事業名	事業内容
	点訳・朗読奉仕員指導者等養成事業	点訳・朗読奉仕員指導者等の養成研修を実施する
	身体・知的障がい者生活訓練事業	身体・知的障がい者を対象に日常生活及び社会生活に必要な訓練・指導を行う
	「障がい者110番」運営事業	障がい者等が日常生活・社会生活を行う上で生じる法律問題等に対する相談窓口を設置する
	盲ろう者通訳・介助員派遣・養成事業	盲ろう者のコミュニケーション及び移動等の支援を行う通訳・介助員の派遣・養成を行う
	失語症者向け意思疎通支援者派遣・養成事業	失語症者向けの意思疎通支援者の派遣・養成を行う
	視覚障がい者情報提供等事業	新聞情報等を地域の視覚障がい者に点字物等として提供する
	障がい者ITサポートセンター設置事業	障がい者等の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るため、総合的なサポート拠点を設置する
	手話通訳者派遣・養成事業	手話通訳者の派遣・養成を行う
	要約筆記者派遣・養成事業	要約筆記者の派遣・養成を行う
	字幕ビデオライブラリー事業	字幕入りビデオの制作・貸出を行う
	音声機能障がい者発声訓練・指導者養成事業	咽頭摘出者の発声訓練を行い社会参加の促進を図るとともに、指導者の養成を行う
	知的障がい者生活文化教室開催事業	知的障がい者の余暇活動の促進を図り、ゆとりと生きがいのある地域生活を営むことができるよう生活文化教室を開催する
	精神保健福祉推進員養成事業	精神保健福祉ボランティア講座を開催する
	精神障がい者社会復帰支援事業	精神障がい者団体が行う社会復帰に関する活動を支援する
	精神障がい者家族相談員設置事業	精神障がい者家族相談員を設置し、精神障がい者や家族からの相談に応じ、必要な助言・指導を行う
	障がい者社会参加推進センター運営事業	社会参加促進事業、社会参加推進協議会の設置・運営、社会参加促進に関する情報収集及び情報提供を行う
重度障がい者市町村特別支援事業	重度訪問系サービスの利用者増加等による負担の市町村支援を実施する	
道予算額	37,044千円（R4予算額 37,044千円）	
担当課係	福祉局障がい者保健福祉課社会参加係、発達支援係、精神保健医療係	
備考		

1 道民の文化活動の促進

(2) 文化に関する顕彰

1-2-01	担当部局名	総務部
事業名	各種表彰経費（北海道功労賞関係）（昭和44年度～）	
目的	本道の経済、社会、文化等の発展に貢献し、その功労が特に顕著な個人又は団体に「北海道功労賞」を贈呈し、その功績を末永く顕彰する。	
事業の概要	<p>開道100年を記念して翌年（昭和44年）に設けられた。知事が行う表彰の中では、最高位の表彰であり、令和4年までに190人（個人173人、団体15団体、特別賞2名）が受賞している。</p> <p>1 令和5年北海道功労賞贈呈式の概要 (1) 被表彰者 未定 (2) 贈呈品 表彰状(額入り)、副賞の品、肖像写真額、記念バッジ (3) 月 日 11月予定 (4) 場 所 札幌市内のホテル (5) 贈呈者 知事</p> <p>2 受賞記念誌「受賞に輝く人々」の刊行 受賞者の功績を記録にとどめ、広く道民に紹介するとともに、次代を担う若い世代に伝えるため、全道の図書館等に配布する。</p>	
道予算額	5,195千円（R4年度 5,195千円）	
担当課係	人事局人事課サービス係	
備考		

1-2-02	担当部局名	環境生活部
事業名	各種表彰経費（栄誉賞関係）（昭和56年度～）	
目的	文化、スポーツ等の分野において輝かしい活躍をし、広く道民に敬愛され、道民に希望と活力を与えていると知事が認めた個人または団体に対して、「栄誉賞」または「栄誉をたたえて」を贈呈する。	
事業の概要	<p>1 受賞者の決定 表彰の対象となる功績がある都度、知事が決定する。</p> <p>2 賞の種類 (1) 栄誉賞 文化、スポーツ等の分野において輝かしい活躍をし、その功績が特に顕著なもの。 (2) 栄誉をたたえて 文化、スポーツ等の分野において輝かしい活躍をし、その功績が顕著なもの。</p> <p>3 贈呈 受賞者が決定次第、その都度贈呈する。 令和4年度（2022年度）は文化分野での贈呈なし。</p>	
道予算額	一千円（R4年度 一千円）	
担当課係	文化局文化振興課文化振興係	
備考		

1 道民の文化活動の促進

(2) 文化に関する顕彰

1-2-03	担当部局名	環境生活部
事業名	生活文化活動振興事業費（平成5年度～）	
目的	<p>地域の文化振興に大きく貢献している個人、団体、企業に対し、「北海道地域文化選奨」又は「北海道地域文化選奨特別賞」を贈るとともに、その活動を広く道民に紹介することにより、道内各地で取り組まれている様々な文化活動を一層活性化し、北海道の風土に根ざした文化の振興を図る。</p> <p>また、文化及び余暇活動などの各種大会を支援・奨励し、生涯を通じた道民の積極的な余暇活動を促進する。</p>	
事業の概要	<p>1 北海道地域文化選奨事業</p> <p>(1) 対象 地域に根ざした活発な文化活動又は文化支援活動を行う個人、団体及び企業</p> <p>(2) 候補事例の推薦等 各振興局、各市町村及び関係各団体等から、候補事例の推薦を受けるとともに、候補事例を公募する。</p> <p>(3) 選考 有識者で組織する懇談会を開催し、「北海道地域文化選奨」及び「北海道地域文化選奨特別賞」を選考する。</p> <p>2 文化活動の振興 本道の文化の普及振興に寄与すると認められる各種大会において優れた成績を収めた個人又は団体に対して、知事賞の出賞を行う。</p>	
道予算額	340千円（R4年度 340千円）	
担当課係	文化局文化振興課文化振興係	
備考	<p><令和4年度（2022年度）の実績></p> <p>1 北海道地域文化選奨事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受賞者 選奨 江さし草会（江差町） 特別賞 特定非営利活動法人 岩内美術振興協会（岩内町） まちなかぶんか推進協議会（旭川市） <p>2 文化活動の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事賞出賞 54件（賞状 71枚、副賞 38個） 	

1-2-04	担当部局名	環境生活部
事業名	各種表彰経費（北海道文化賞関係）（昭和24年度～）	
目的	<p>本道の芸術、科学、教育その他の文化の向上発達に関し、特に功績の顕著な者又は団体に「北海道文化賞」又は「北海道文化奨励賞」を贈って表彰し、文化の普及振興に資する。</p>	
事業の概要	<p>1 受賞者の決定 推薦のあった者又は団体の中から、北海道文化審議会の意見を聴いて、知事が決定する。</p> <p>2 受賞者数 北海道文化賞 3人以内 北海道文化奨励賞 3人以内</p> <p>3 令和5年度北海道文化賞の贈呈式 11月頃、札幌市内にて開催予定</p>	
道予算額	722千円（R4年度 722千円）	
担当課係	文化局文化振興課文化振興係	
備考		

2 芸術鑑賞等広く文化に接する機会の提供

2-1-01	担当部局名	環境生活部
事業名	芸術文化鑑賞事業（北海道文化財団補助金）（平成7年度～）	
目的	すべての道民が優れた芸術文化を享受できるよう、本道にゆかりのある公演団体や国際的・全国的水準の公演団体等による巡回公演を、北海道文化財団が市町村等と共催して実施する経費に対し補助する。	
事業の概要	○アートシアター鑑賞事業 文化財団が選定した公演・各市町村や地域の文化団体等が連携して企画する公演に対して、経費の負担や助言等を行う。	
道予算額	38,640千円（R4年度 39,091千円）	
担当課係	文化局文化振興課文化振興係	
備考		

2-1-02	担当部局名	環境生活部
事業名	パシフィック・ミュージック・フェスティバル開催事業費補助金（平成3年度～）	
目的	世界的な優れた音楽の鑑賞機会提供と本道芸術文化の振興を図るため実施されるPMF組織委員会の開催する事業に対し補助する。	
事業の概要	○補助対象事業 若手音楽家の育成及び質の高い音楽の鑑賞機会の提供を目的とした道内4地域での演奏会 ○場 所 函館市・苫小牧市・江別市・奈井江町	
道予算額	2,700千円（R4年度 2,700千円）	
担当課係	文化局文化振興課文化振興係	
備考	＜補助先＞ （公財）PMF組織委員会（理事長 秋元 克広）	

2-1-03	担当部局名	環境生活部
事業名	芸術文化活動費補助金（昭和37年度～）	
目的	本道の交響楽による音楽芸術の水準向上を図るため、札幌交響楽団が実施する事業に対して補助する。	
事業の概要	○補助対象事業 ・自主公演及び依頼公演の実施 ・青少年の音楽鑑賞及び演奏指導の実施	
道予算額	100,000千円（R4年度 100,000千円）	
担当課係	文化局文化振興課文化振興係	
備考	＜補助先＞ （公財）札幌交響楽団	

2 芸術鑑賞等広く文化に接する機会の提供

2-1-04	担当部局名	環境生活部
事業名	【再掲】一般財団法人地域創造負担金（平成7年度～）	
目的	一般財団法人地域創造に対し、負担金を支出する。	
事業の概要	<p>1 一般財団法人地域創造の概要</p> <p>(1) 設立の目的 地域における創造的な文化・芸術活動のための環境づくり等を行うとともに、地方公共団体が実施するこれらの活動等を支援し、もって美しく心豊かなふるさとづくりの推進に寄与する。</p> <p>(2) 出資金 50,000千円（設立時）</p> <p>(3) 主務官庁 総務省</p> <p>2 財団の主な事業内容</p> <p>(1) 公共ホール等活性化支援事業</p> <p>(2) 地域伝統芸能等保存事業</p>	
道予算額	11,649千円（R4年度 12,046千円）	
担当課係	文化局文化振興課文化振興係	
備考		

2-1-05	担当部局名	環境生活部
事業名	【再掲】文化団体活動費補助金（昭和42年度～）	
目的	本道芸術文化の水準向上を図るため、北海道文化団体協議会が行う文化活動事業に対し補助する。	
事業の概要	<p>1 道民芸術祭 北海道文化団体協議会とその構成団体である14管内文化団体協議会が、全道各地で芸術文化活動を行う個人・団体に、日頃の成果を発表する場として、道民芸術祭を開催</p> <p>2 文化団体活動事業 北海道文化集会の開催、広報誌の刊行、芸術賞等の授与及び文化活動への参加</p> <p>3 国際文化交流事業 中国黒龍江省との芸術文化交流</p> <p>4 国民文化祭派遣事業 演劇・舞踊等の団体の派遣</p>	
道予算額	3,503千円（R4年度 3,503千円）	
担当課係	文化局文化振興課文化振興係	
備考	<補助先> 北海道文化団体協議会	

2 芸術鑑賞等広く文化に接する機会の提供

2-1-06	担当部局名	教育庁
事業名	青少年芸術劇場費（昭和43年度～）	
目的	青少年に芸術鑑賞の機会を提供し、情操のかん養を図る。	
事業の概要	<p>1 文化芸術による子供の育成事業（巡回公演事業） (1) 主催：文化庁、市町村教育委員会、開催校等 (2) 対象：開催校の児童・生徒、教職員及び保護者等 (3) 会場：開催校の体育館等 (4) 種目：オーケストラ、児童劇、ミュージカル、演芸、邦舞、合唱等</p> <p>2 北海道巡回小劇場 (1) 主催：市町村教育委員会 (2) 対象：舞台芸術の鑑賞機会の少ない地域の児童・生徒、保護者等 (3) 会場：学校体育館等 (4) 種目：児童劇、音楽、人形劇、伝統古典芸能、ミュージカル</p>	
道予算額	372千円（R4年度 666千円）	
担当課係	生涯学習推進局社会教育課地学協働推進係	
備考		

2-1-07	担当部局名	教育庁																
事業名	近代美術館事業費（昭和52年度～）																	
目的	展覧会事業、教育普及活動事業、調査研究資料収集事業を実施し、本道の美術文化の振興を図る。																	
事業の概要	<p>1 展覧会事業費 展覧会事業に要する経費</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">特別企画展</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">常設展</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">揺さぶる絵</td> <td style="text-align: center;">近代日本画と 北大路魯山人展</td> <td style="text-align: center;">AINU ART</td> <td style="text-align: center;">札幌国際 芸術祭2024</td> <td style="text-align: center;">北海道展</td> </tr> </table> <p>2 教育普及活動事業費 教育普及活動事業に要する経費</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">美術講演会</td> <td style="text-align: center;">美術映画鑑賞会</td> <td style="text-align: center;">芸術セミナー</td> <td style="text-align: center;">技法セミナー</td> <td style="text-align: center;">普及活動</td> </tr> </table> <p>3 調査研究資料収集費 調査研究及び資料収集に要する経費</p> <p>4 美術館地域・学校連携推進事業費 オンラインアート教室等に要する経費</p> <p>5 親子ふれあい芸術体験事業費 親子向けなどの芸術体験事業の実施に要する経費</p> <p>6 収蔵作品選定評価協議会 道立美術館に収蔵する美術作品選定に関する会議経費</p> <p>7 収蔵作品特別緊急修復事業 道立美術館に収蔵する美術作品の緊急修復経費</p>		特別企画展					常設展	揺さぶる絵	近代日本画と 北大路魯山人展	AINU ART	札幌国際 芸術祭2024	北海道展	美術講演会	美術映画鑑賞会	芸術セミナー	技法セミナー	普及活動
特別企画展					常設展													
揺さぶる絵	近代日本画と 北大路魯山人展	AINU ART	札幌国際 芸術祭2024	北海道展														
美術講演会	美術映画鑑賞会	芸術セミナー	技法セミナー	普及活動														
道予算額	36,988千円（R4年度 39,347千円）																	
担当課係	生涯学習推進局文化財・博物館課博物館係																	
備考																		

2 芸術鑑賞等広く文化に接する機会の提供

2-1-08	担当部局名	教育庁											
事業名	旭川美術館事業費（昭和57年度～）												
目的	展覧会事業、教育普及活動事業、調査研究資料収集事業を実施し、本道の美術文化の振興を図る。												
事業の概要	1 展覧会事業費 展覧会事業に要する経費	<table border="1"> <tr> <th colspan="4">特別企画展</th> <td rowspan="2">常設展</td> </tr> <tr> <td>魅惑の西洋近代絵画</td> <td>こころ・おどる・ものがたり</td> <td>竹久夢二展</td> <td>蔵出し！木彫の味わい</td> </tr> </table>			特別企画展				常設展	魅惑の西洋近代絵画	こころ・おどる・ものがたり	竹久夢二展	蔵出し！木彫の味わい
	特別企画展				常設展								
魅惑の西洋近代絵画	こころ・おどる・ものがたり	竹久夢二展	蔵出し！木彫の味わい										
	2 教育普及活動事業費 教育普及活動事業に要する経費	<table border="1"> <tr> <td>ワークショップ</td> <td>美術講座</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>			ワークショップ	美術講座							
ワークショップ	美術講座												
	3 調査研究資料収集費 調査研究及び資料収集に要する経費												
	4 親子ふれあい芸術体験事業費 親子向けなどの芸術体験事業の実施に要する経費												
道予算額	18,440千円（R4年度 17,598千円）												
担当課係	生涯学習推進局文化財・博物館課博物館係												
備考													

2-1-09	担当部局名	教育庁											
事業名	函館美術館事業費（昭和61年度～）												
目的	展覧会事業、教育普及活動事業、調査研究資料収集事業を実施し、本道の美術文化の振興を図る。												
事業の概要	1 展覧会事業費 展覧会事業に要する経費	<table border="1"> <tr> <th colspan="4">特別企画展</th> <td rowspan="2">常設展</td> </tr> <tr> <td>新・山本二三展</td> <td>くりかえしのアート</td> <td>岩合光昭の日本ねこ歩き</td> <td>前田政雄展</td> </tr> </table>			特別企画展				常設展	新・山本二三展	くりかえしのアート	岩合光昭の日本ねこ歩き	前田政雄展
	特別企画展				常設展								
新・山本二三展	くりかえしのアート	岩合光昭の日本ねこ歩き	前田政雄展										
	2 教育普及活動事業費 教育普及活動事業に要する経費	<table border="1"> <tr> <td>美術講演会</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>			美術講演会								
美術講演会													
	3 調査研究資料収集費 調査研究及び資料収集に要する経費												
道予算額	15,168千円（R4年度 15,806千円）												
担当課係	生涯学習推進局文化財・博物館課博物館係												
備考													

2 芸術鑑賞等広く文化に接する機会の提供

2-1-10	担当部局名	教育庁												
事業名	帯広美術館事業費（平成3年度～）													
目的	展覧会事業、教育普及活動事業、調査研究資料収集事業を実施し、本道の美術文化の振興を図る。													
事業の概要	1 展覧会事業費 展覧会事業に要する経費													
	<table border="1"> <tr> <th colspan="5">特別企画展</th> </tr> <tr> <td>丘の上の ミュージアム とっておき10選</td> <td>見えない 音を描く</td> <td>リサ・ラーソン展</td> <td>深掘隆介展</td> <td>坂本直行展</td> </tr> </table>				特別企画展					丘の上の ミュージアム とっておき10選	見えない 音を描く	リサ・ラーソン展	深掘隆介展	坂本直行展
特別企画展														
丘の上の ミュージアム とっておき10選	見えない 音を描く	リサ・ラーソン展	深掘隆介展	坂本直行展										
	2 教育普及活動事業費 教育普及活動事業に要する経費 普及活動													
	3 調査研究資料収集費 調査研究及び資料収集に要する経費													
	4 親子ふれあい芸術体験事業費 親子向けなどの芸術体験事業の実施に要する経費													
道予算額	14,191千円（R4年度 15,588千円）													
担当課係	生涯学習推進局文化財・博物館課博物館係													
備考														

2-1-11	担当部局名	教育庁							
事業名	三岸好太郎美術館事業費（昭和58年度～）								
目的	展覧会事業、教育普及活動事業、調査研究資料収集事業を実施し、本道の美術文化の振興を図る。								
事業の概要	1 展覧会事業費 展覧会事業に要する経費								
	<table border="1"> <tr> <th colspan="3">特別企画展</th> </tr> <tr> <td colspan="3">三岸好太郎再発見！</td> </tr> </table>			特別企画展			三岸好太郎再発見！		
特別企画展									
三岸好太郎再発見！									
	2 調査研究資料収集費 調査研究及び資料収集に要する経費								
	3 親子ふれあい芸術体験事業費 親子向けなどの芸術体験事業の実施に要する経費								
道予算額	5,333千円（R4年度 4,573千円）								
担当課係	生涯学習推進局文化財・博物館課博物館係								
備考									

2 芸術鑑賞等広く文化に接する機会の提供

2-1-12	担当部局名	教育庁														
事業名	アートギャラリー北海道推進事業（平成30年度～）															
目的	美術館等の連携による所蔵作品の相互紹介やイベント事業、PR活動を展開することで、道内美術館等が所蔵する美術品等の価値を見つめ直し次世代に引き継ぐとともに、その魅力を発信する。															
事業の概要	<p>1 展覧会事業費 展覧会事業に要する経費</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4">アートギャラリー北海道特別展</td> </tr> <tr> <td style="width:25%;">近代美術館</td> <td style="width:25%;">三岸好太郎美術館</td> <td style="width:25%;">旭川美術館</td> <td style="width:25%; text-align: center;">釧路芸術館</td> </tr> <tr> <td>小川原脩記念美術館 コレクション展</td> <td>#みまのめ VOL.9</td> <td>こころ・おどる・ ものがたり</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良原一高 写真展 ・ハコビ・コレクションのお宝 ・田園の夢 ・かもめのもちちゃんと見る Cats & Dogs </td> </tr> </table>				アートギャラリー北海道特別展				近代美術館	三岸好太郎美術館	旭川美術館	釧路芸術館	小川原脩記念美術館 コレクション展	#みまのめ VOL.9	こころ・おどる・ ものがたり	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良原一高 写真展 ・ハコビ・コレクションのお宝 ・田園の夢 ・かもめのもちちゃんと見る Cats & Dogs
アートギャラリー北海道特別展																
近代美術館	三岸好太郎美術館	旭川美術館	釧路芸術館													
小川原脩記念美術館 コレクション展	#みまのめ VOL.9	こころ・おどる・ ものがたり	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良原一高 写真展 ・ハコビ・コレクションのお宝 ・田園の夢 ・かもめのもちちゃんと見る Cats & Dogs 													
道予算額	4,220千円（R4年度 5,625千円）															
担当課係	生涯学習推進局文化財・博物館課博物館係															
備考																

2-1-13	担当部局名	教育庁		
事業名	美術品収集費（令和3年度～）			
目的	継続的に美術品を収集するため、北海道美術品取得基金財産の買戻しに要する経費			
事業の概要	<p>1 基金財産買戻費 継続的な作品収集のため、道立美術館及び釧路芸術館の用に供するために基金が購入した美術作品を道が買戻すための費用</p>			
道予算額	10,000千円（R4年度 1,000千円）			
担当課係	生涯学習推進局文化財・博物館課博物館係			
備考				

3 文化活動を担う人材の育成

3-1-01	担当部局名	総合政策部						
事業名	北海道未来人材応援事業（平成29年度～）							
目的	本道の将来を担う人材の育成を図るため、若者の海外留学や、スポーツ指導者、芸術家、職人を目指して海外で資質向上に取り組む挑戦を、官民連携で創設した「ほっかいどう未来チャレンジ基金」等により支援します。							
事業の概要	<p>[文化芸術コースの概要] ※他に学生留学、スポーツ、未来の匠の3コースがあります。</p> <p>1 主な支援対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢 北海道在住の18歳から39歳の方 ・対象 3～12ヶ月の海外研修（国際大会等への出場を含む） ・人数 若干名 <p>2 主な支援内容</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>滞在費（定額）</td> <td>12万円/月又は16万円/月 （派遣先地域により変動）</td> </tr> <tr> <td>往復渡航費（定額）</td> <td>10万円又は20万円 （派遣先地域により変動）</td> </tr> <tr> <td>授業料、研修費、入学金、国際的競技会参加経費等</td> <td>上限30万円</td> </tr> </table> <p>3 その他 令和5年度（2023年度）の募集要項等詳細は、道ホームページに掲載。</p>		滞在費（定額）	12万円/月又は16万円/月 （派遣先地域により変動）	往復渡航費（定額）	10万円又は20万円 （派遣先地域により変動）	授業料、研修費、入学金、国際的競技会参加経費等	上限30万円
滞在費（定額）	12万円/月又は16万円/月 （派遣先地域により変動）							
往復渡航費（定額）	10万円又は20万円 （派遣先地域により変動）							
授業料、研修費、入学金、国際的競技会参加経費等	上限30万円							
道予算額	9,000千円（R4年度 9,000千円） ※文化芸術コースのほか、スポーツコース、未来の匠コースを含む額です。							
担当課係	国際局国際課							
備考								

3-1-02	担当部局名	環境生活部
事業名	【再掲】一般財団法人地域創造負担金（平成7年度～）	
目的	一般財団法人地域創造に対し、負担金を支出する。	
事業の概要	<p>1 一般財団法人地域創造の概要</p> <p>(1) 設立の目的 地域における創造的な文化・芸術活動のための環境づくり等を行うとともに、地方公共団体が実施するこれらの活動等を支援し、もって美しく心豊かなふるさとづくりの推進に寄与する。</p> <p>(2) 出資金 50,000千円（設立時）</p> <p>(3) 主務官庁 総務省</p> <p>2 財団の主な事業内容</p> <p>(1) 公共ホール等活性化支援事業</p> <p>(2) 地域伝統芸能等保存事業</p>	
道予算額	11,649千円（R4年度 12,046千円）	
担当課係	文化局文化振興課文化振興係	
備考		

3 文化活動を担う人材の育成

3-1-03	担当部局名	環境生活部
事業名	文化活動人材育成事業（北海道文化財団補助金）（平成7年度～）	
目的	子どもたちから現に各分野で活動しているアーティストまで、幅広いレベル・年齢層に応じて、ワークショップや公演機会の提供等を行うとともに、音楽・演劇・美術等に関わる制作者や表現者など、地域文化活動の核となる人材に、文化事業の企画や運営のノウハウ等を提供するため、北海道文化財団が実施する各種事業に対し、補助する。	
事業の概要	<p>1 新進アーティスト育成事業 道内でさまざまな文化芸術活動に関わっている団体と協働し、実践的な講座やワークショップ等の人材育成事業を行うとともに、中学、高校、学生演劇の公演を支援することで、次世代を担う俳優や劇作家、制作スタッフ等の幅広い質的向上を図る。</p> <p>2 こどもアート体験事業 国内外で活躍するアーティストや実演家を道内の地域に複数回派遣し、子どもたち（児童・生徒）を対象とした体験型ワークショップや、共同制作、発表を行うことで、豊かな創造力、表現力の育成を図る。</p>	
道予算額	32,862千円（R4年度 31,917千円）	
担当課係	文化局文化振興課文化振興係	
備考		

3-1-04	担当部局名	環境生活部
事業名	芸術文化交流事業（北海道文化財団補助金）（平成7年度～）	
目的	本道文化の質的向上のために、北海道文化財団が行う芸術文化交流事業に対し補助する。	
事業の概要	<p>舞台芸術分野（音楽・演劇・舞踊等）で活躍している道内の文化団体が、道外又は海外で行う公演等、又は、道外や海外の文化団体を招へいして行う公演等に対し支援を行う。</p> <p>○文化発信交流事業 ～地域に根ざした優れた舞台活動等を行っている文化団体が道外や海外で行う公演に対して公募し、その経費の一部を助成する。</p> <p>○文化提携交流事業 ～北海道文化財団と連携・協力等の連携を図っている文化団体を派遣又は招へいし、地域間・国際文化交流を促進する。</p>	
道予算額	17,594千円（R4年度 16,467千円）	
担当課係	文化局文化振興課文化振興係	
備考		

3 文化活動を担う人材の育成

3-1-05	担当部局名	環境生活部
事業名	【再掲】パシフィック・ミュージック・フェスティバル開催事業費補助金（平成3年度～）	
目的	世界的な優れた音楽の鑑賞機会提供と本道芸術文化の振興を図るため実施されるPMF組織委員会の開催する事業に対し補助する。	
事業の概要	<p>○補助対象事業 若手音楽家の育成及び質の高い音楽の鑑賞機会の提供を目的とした道内4地域での演奏会</p> <p>○場 所 函館市・苫小牧市・江別市・奈井江町</p>	
道予算額	2,700千円（R4年度 2,700千円）	
担当課係	文化局文化振興課文化振興係	
備考	＜補助先＞ （公財）PMF組織委員会（理事長 秋元 克広）	

3-1-06	担当部局名	教育庁
事業名	生涯学習ネットワークカレッジ事業（平成13年度～）及び視聴覚センター事業（平成3年度～）	
目的	産学官の連携による生涯学習を支援する体制の整備を図り、様々な学習機会を体系的に構築・提供することによって、道民の生涯学習をより一層振興するとともに、自立した北海道を創造する人材を育成する。	
事業の概要	<p>1 生涯学習に関する資料の収集、展示及び提供</p> <p>2 学習機会の提供 主催講座の実施</p> <p>＜道民カレッジへの入学・単位認定のシステム＞</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>[主催講座] [自主的に受講する 生涯学習講座]</p> <p>○高等教育機関、 専修各種学校等</p> <p>○市町村(教育委員会)</p> <p>○民間団体・企業等</p> <p>○道の関係機関等</p> </div> <div style="text-align: center; width: 10%;"> <p>← ③受講申込み ← ④受講</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 10%; text-align: center;"> <p>道</p> </div> <div style="text-align: center; width: 10%;"> <p>← ①入学申込み → ← ②カレッジ生登録</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 10%; text-align: center;"> <p>道民カレッジ 事務局</p> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>○市町村(教育委員会)</p> <p>○民間団体・企業等</p> <p>○道の関係機関等</p> </div> <div style="text-align: center; width: 10%;"> <p>← ③受講申込み ← ④受講</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 10%; text-align: center;"> <p>民</p> </div> <div style="text-align: center; width: 10%;"> <p>⑤単位認定申請 → ← ⑥単位認定 ⑦一定単位取得後、 称号等申請 → ← ⑧称号等授与</p> </div> </div> <p>3 教育メディアの利用促進</p>	
道予算額	20,835千円（R4年度 21,256千円）	
担当課グループ	生涯学習推進局社会教育課人材育成・開発グループ	
備考	＜事業の委託先＞ ※生涯学習ネットワークカレッジ事業のみ （公財）北海道生涯学習協会 ・所在地：札幌市中央区北2条西7丁目（かでる2・7ビル 9階）	

3 文化活動を担う人材の育成

3-1-07	担当部局名	教育庁
事業名	部活動指導員配置事業（平成30年度～）	
目的	専門的な知識技能を有する部活動指導員を道立学校に配置するとともに、中学校に部活動指導員を配置する市町村に対し財政支援を行い、市町村の部活動指導員の配置を促進することで、部活動指導体制の充実等を図る。	
事業の概要	<p>1 部活動指導員の職務 校長の監督の下、次の職務に従事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実技指導 ・安全・障害予防に関する知識・技能の指導 ・学校外での活動（大会・練習試合等）の引率 等 <p>2 対象</p> <p>(1) 道立学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導日数は年間35日以下 ・指導時間は2～3時間程度 <p>(2) 中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部活動指導員配置に要する経費の一部を補助 ・補助金の額は、補助対象経費の2/3以内 	
道予算額	53,571千円（R4年度 42,443千円）	
担当課係	学校教育局部活動改革推進課部活動改革推進係	
備考		

4 文化交流の促進

(1) 地域における交流の充実

4-1-01	担当部局名	環境生活部
事業名	【再掲】文化活動人材育成事業（北海道文化財団補助金）（平成7年度～）	
目的	子どもたちから現に各分野で活動しているアーティストまで、幅広いレベル・年齢層に応じて、ワークショップや公演機会の提供等を行うとともに、音楽・演劇・美術等に関わる制作者や表現者など、地域文化活動の核となる人材に、文化事業の企画や運営のノウハウ等を提供するため、北海道文化財団が実施する各種事業に対し、補助する。	
事業の概要	<p>1 新進アーティスト育成事業 道内でさまざまな文化芸術活動に関わっている団体と協働し、実践的な講座やワークショップ等の人材育成事業を行うとともに、中学、高校、学生演劇の公演を支援することで、次世代を担う俳優や劇作家、制作スタッフ等の幅広い質的向上を図る。</p> <p>2 こどもアート体験事業 国内外で活躍するアーティストや実演家を道内の地域に複数回派遣し、子どもたち（児童・生徒）を対象とした体験型ワークショップや、共同制作、発表を行うことで、豊かな創造力、表現力の育成を図る。</p>	
道予算額	32,862千円（R4年度 31,917千円）	
担当課係	文化局文化振興課文化振興係	
備考		

4-1-02	担当部局名	環境生活部
事業名	【再掲】芸術文化交流事業（北海道文化財団補助金）（平成7年度～）	
目的	本道文化の質的向上のために、北海道文化財団が行う芸術文化交流事業に対し補助する。	
事業の概要	<p>舞台芸術分野（音楽・演劇・舞踊等）で活躍している道内の文化団体が、道外又は海外で行う公演等、又は、道外や海外の文化団体を招へいして行う公演等に対し支援を行う。</p> <p>○文化発信交流事業 ～地域に根ざした優れた舞台活動等を行っている文化団体が道外や海外で行う公演に対して公募し、その経費の一部を助成する。</p> <p>○文化提携交流事業 ～北海道文化財団と連携・協力等の連携を図っている文化団体を派遣又は招へいし、地域間・国際文化交流を促進する。</p>	
道予算額	17,594千円（R4年度 16,467千円）	
担当課係	文化局文化振興課文化振興係	
備考		

4 文化交流の促進

(1) 地域における交流の充実

4-1-03	担当部局名	教育庁
事業名	【再掲】生涯学習推進センター費（学習情報提供システム事業）（平成3年度～）	
目的	生涯学習に関する大量の情報を収集、処理、管理、提供するシステムを運用することにより、情報のデータベース化、ネットワーク化、学習相談体制の整備を図り、道民の学習活動の積極的な支援・援助を行う。	
事業の概要	<pre> graph LR subgraph System [学習情報提供システム] direction TB A["(学習情報) 学習機会、教材・書籍、研究資料、 道民カレッジ、講師・指導者情報等"] B["リンク (ホームページ)"] C["国 (文部科学省、国の施設等) 道、道教委 市町村、市町村教委、青少年教育施設、 文化施設等"] A --- B --- C end System --- D["インターネット利用者 道民、市町村、学校、団体、 グループ等"] </pre>	
道予算額	307千円（R4年度 254千円）	
担当課グループ	生涯学習推進局社会教育課人材育成・開発グループ	
備考		

4 文化交流の促進

(2) 世界との文化交流の促進

4-2-01	担当部局名	総合政策部
事業名	北海道ブランドの発信	
目的	ASEANをはじめとする海外市場の成長力を取り込んでいくため、自然や食、文化、産業といった本道の魅力や産業の強みを発信し、北海道のブランド力を高める。	
事業の概要	SNSやほっかいどう応援団会議スマイルアンバサダー等を活用し、積極的な情報発信を行うなど、海外における北海道のイメージアップやブランド力向上を図る。	
道予算額	予算措置なし	
担当課係	国際局国際課国際企画係	
備考		

4-2-02	担当部局名	総合政策部
事業名	赤れんが通信	
目的	国際課勤務の国際交流員による海外への情報発信	
事業の概要	国際課に勤務する中国・韓国・英語圏の国際交流員が、それぞれの視点で、観光、暮らし、経済、文化などのトピックを集めた情報をweb上で「赤れんが通信」として発行し、本道の魅力を海外に発信するとともに、各地との友好親善につなげる。	
道予算額	予算措置なし	
担当課係	国際局国際課国際交流係	
備考	旧赤レンガチャレンジ事業	

4-2-03	担当部局名	総合政策部
事業名	日本語教育などによる多文化共生推進事業 (令和5年度～)	
目的	北海道が目指す「外国人に選ばれ、働き暮らしやすい北海道」の実現に向け、居住地や環境を問わず、日本語学習意欲のある全ての外国人に日本語学習機会を提供できる体制を構築するため、「地域の日本語教育人材の発掘・育成」「日本人道民に対し、外国人への理解促進を図る取組」「多文化共生の推進に向けた市町村への啓発」などに地域と連携して取り組む。	
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○総合調整会議設置・開催 ○人材育成研修の実施(3地域×3回実施) ・国庫補助の必須要件である総括コーディネーターを任命し、以下事業を推進する。 ・地域が主体となって日本語教育に取り組むことが出来る体制の構築を目指し、これまで発掘した人材の育成や新たな人材を確保するため、日本語教育人材育成研修を実施する。 	
道予算額	7,114千円(新規)	
担当課係	国際局国際課多文化共生係	
備考		

4 文化交流の促進

(2) 世界との文化交流の促進

4-2-04	担当部局名	環境生活部
事業名	【再掲】パシフィック・ミュージック・フェスティバル開催事業費補助金（平成3年度～）	
目的	世界的な優れた音楽の鑑賞機会提供と本道芸術文化の振興を図るため実施されるPMF組織委員会の開催する事業に対し補助する。	
事業の概要	<p>○補助対象事業 若手音楽家の育成及び質の高い音楽の鑑賞機会の提供を目的とした道内4地域での演奏会</p> <p>○場 所 函館市・苫小牧市・江別市・奈井江町</p>	
道予算額	2,700千円（R4年度 2,700千円）	
担当課係	文化局文化振興課文化振興係	
備考	<補助先> （公財）PMF組織委員会（理事長 秋元 克広）	

4-2-05	担当部局名	環境生活部
事業名	【再掲】文化団体活動費補助金（昭和42年度～）	
目的	本道芸術文化の水準向上を図るため、北海道文化団体協議会が行う文化活動事業に対し補助する。	
事業の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 道民芸術祭 北海道文化団体協議会とその構成団体である14管内文化団体協議会が、全道各地で芸術文化活動を行う個人・団体に、日頃の成果を発表する場として、道民芸術祭を開催 2 文化団体活動事業 北海道文化集会の開催、広報誌の刊行、芸術賞等の授与及び文化活動への参加 3 国際文化交流事業 中国黒龍江省との芸術文化交流 4 国民文化祭派遣事業 演劇・舞踊等の団体の派遣 	
道予算額	3,503千円（R4年度 3,503千円）	
担当課係	文化局文化振興課文化振興係	
備考	<補助先> 北海道文化団体協議会	

4 文化交流の促進

(2) 世界との文化交流の促進

4-2-06	担当部局名	環境生活部
事業名	北海道博物館特別展（平成27年度～）	
目的	北海道博物館において「縄文」をテーマとした特別展を開催し、縄文遺跡の価値・魅力を全道に広め、縄文遺跡への来訪を促進する。	
事業の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 道内各地の縄文遺跡群の貴重な縄文土偶・土器の展示を行い、情報を一元的に発信すると共に、道内各地へ誘客・回遊への関心の喚起を図る。 2 北東北の主要な土器・土偶など、国宝・重要文化財を含む縄文文化を物語る貴重な資料を一堂に展示する。 3 道内各地の縄文文化を伝える取組や、子どもたちの学習・関心の喚起に向けた取組の支援につなげる。 	
道予算額	10,000千円（R4年度 10,000千円）	
担当課係	文化局文化振興課企画調整係	
備考		

4-2-07	担当部局名	環境生活部
事業名	民族共生象徴空間（ウポポイ）関連予算・縄文世界遺産活用推進強化費	
目的	ウポポイ（民族共生象徴空間）への誘客や開設効果の地域波及、アイヌ文化の魅力の一層の発信に向け、多様な媒体を活用した広報や工芸品の販路拡大、博物館を通じた情報発信を行う。	
事業の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 魅力発信 <ol style="list-style-type: none"> (1) ウポポイ・アイヌ関連施設等魅力発信事業 広告、イベント等を活用したウポポイ・アイヌ関連施設等のPR (2) アイヌ文化パフォーマンス発信事業 国内外イベント等を活用したアイヌ古式舞踊の発信 2 文化発信 <ol style="list-style-type: none"> (1) アイヌ工芸品販路拡大・担い手育成推進事業 アンテナショップの開設、若年層向け技術研修の実施 (2) アイヌ文化情報発信強化事業 ・北海道博物館におけるウポポイ誘客促進 巡回展・出前講演会、学習コンテンツ、ワークショップなど 	
道予算額	144,589千円（R4年度 189,077千円）	
担当課係等	環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課 環境生活部文化局文化振興課	
備考	※食・観光を通じた情報発信（経済部）はR3年度で終了	

5 文化環境の整備及び充実

(1) 文化施設の充実

5-1-01	担当部局名	総務部
事業名	道民活動センター管理費（平成3年度～）	
目的	道民自らの創意や活力が活かされる地域づくりに必要な社会福祉活動、生涯学習活動、女性活動、アイヌ文化活動、市民活動等の組織的な活動の促進及び道民が行う学習、研修、交流等の機会の充実を図る。	
事業の概要	<p>1 北海道立道民活動センターの管理運営 指定管理者：一般財団法人道民活動振興センター （管理期間：令和2年4月1日～令和7年3月31日）</p> <p>2 センターの事業内容 (1) 社会福祉活動、生涯学習活動、女性活動、アイヌ文化活動、市民活動等の組織的な活動に対する支援事業 (2) 道民活動センターの施設及び設備を一般の利用に供すること (3) その他設置の目的を達成するために必要な事業</p>	
道予算額	237,053千円（R4年度 237,053千円）	
担当課係	行政局財産課企画調整係	
備考		

5-1-02	担当部局名	総合政策部
事業名	北海道市町村振興基金貸付金（昭和44年度～）	
目的	市町村の振興のために必要な事業に要する資金の貸し付けを行う。	
事業の概要	<p>1 貸付対象 (1) 長期貸付金 市町村（特別地方公共団体を含む）が行う次の事業に要する経費の財源に充てるとき ア 公共施設、生活基盤等の整備事業 イ 産業の振興、公共的団体等の育成、その他市町村の振興のための事業 ウ 市町村振興基金の借換（財政健全化団体等に限る。） (2) 短期貸付金 一時借入金の財源に充てるための資金</p> <p>2 長期貸付金の貸付枠 15億円（令和5年度の例）</p> <p>3 貸付の利率 (1) 長期貸付金 0.4%（令和4年度の例：財政融資資金貸付金利が0.3パーセント以上の場合その金利から0.2パーセントを控除した率。） (2) 短期貸付金 直近の一時借入金の金利から0.2%を控除</p> <p>4 償還期間 (1) 長期貸付金 12年以内（うち据置期間2年以内） （※償還期間を15年以内又は30年以内とする特例あり。） 車両、機械器具（設備）については7年以内。 (2) 短期貸付金 資金を貸し付けた日の属する年度内</p> <p>5 長期貸付金の額 各事業ごとの貸付対象額の概ね75% （※貸付対象額の概ね95%とする特例あり。）</p>	
道予算額	予算措置なし	
担当課係	地域行政局市町村課財政係	
備考		

5 文化環境の整備及び充実

(1) 文化施設の充実

5-1-03	担当部局名	総合政策部
事業名	【再掲】地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）（平成22年度～）	
目的	地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、市町村等が地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む各種事業を支援する。	
事業の概要	<p>1 交付対象者 ○市町村、一部事務組合、広域連合 ○（ソフト系事業の場合）複数の市町村で構成する協議会等、総合振興局長・振興局長が 適当と認める者</p> <p>2 交付対象事業 社会福祉事業、教育文化振興事業、生活環境整備・地域づくり事業、スポーツ振興事業など ○教育文化振興事業 文化振興施設整備事業（ハード系）、文化財保存整備事業（ハード系、ソフト系） 地域文化振興事業（ソフト系） など</p> <p>3 交付限度額 <ハード系事業> 上限額：1億円（一部事務組合、広域連合が行うものについては2億円） 下限額：500万円 <ソフト系事業> 上限額：市町村 500万円 一部事務組合、広域連合、複数の市町村で構成する協議会等 1,000万円 総合振興局長・振興局長が適当と認める者 300万円 下限額：市町村、一部事務組合、広域連合、複数の市町村で構成する協議会等 50万円 総合振興局長・振興局長が適当と認める者 10万円</p> <p>4 交付率：1/2以内</p> <p>5 その他：交付要綱や事業採択等については各総合振興局・振興局長が決定</p> <p>※地域の実情や事業の内容などを勘案し、総合振興局・振興局長が特に必要と認める事業については、下限額や交付単位を適用しない。</p>	
道予算額	4,420,000千円（R4年度 4,180,000千円）	
担当課係	各総合振興局・振興局地域創生部地域政策課（地域創生局地域政策課地域政策係）	
備考	※予算額は地域づくり推進事業分	

5 文化環境の整備及び充実

(1) 文化施設の充実

5-1-04	担当部局名	環境生活部
事業名	北海道博物館事業費・試験研究費・管理運営費（昭和43年度～）	
目的	アイヌ文化など本道の特色ある歴史・文化・自然等を「5つのテーマ展示」で紹介する北海道博物館の管理運営をはじめ、貴重な資料の収集、保存や調査研究を行うとともに、総合展示や特別展示等の展示活動や講座、講演会の開催等による普及啓発活動を行う。また、北方地域における人と環境の関係史を明らかにするため、サハリン州（ロシア）、アルバータ州（カナダ）の博物館と提携して調査研究を行う。	
事業の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 資料の展示 <ul style="list-style-type: none"> ・総合展示 ・テーマ展（年3回）の開催 2 体験型講座・イベント等の開催 3 資料の収集、保存及びデータベース化した資料情報の公開 4 アイヌ民族文化の収集資料等に関する調査研究の実施 5 北海道博物館の管理運営 指定管理者：一般財団法人北海道歴史文化財団 （管理期間：令和5年4月1日～令和10年3月31日） 	
道予算額	428,170千円（R4年度 364,433千円）	
担当課係	文化局文化振興課企画調整係	
備考	「北海道博物館」 所在地：札幌市厚別区厚別町小野幌53-2 TEL：011-898-0456	

5-1-05	担当部局名	環境生活部
事業名	開拓の村施設整備費（昭和55年度～）	
目的	開拓の村が適切に維持運営されるよう歴史的建造物等の補修を行う。	
事業の概要	○ 開拓の村施設整備（老朽度調査等） ・開拓の村建造物老朽度調査等	
道予算額	2,297千円（R4年度 2,552千円）	
担当課係	文化局文化振興課企画調整係	
備考	「北海道開拓の村」 所在地：札幌市厚別区厚別町小野幌50-1 TEL：011-898-2692	

5 文化環境の整備及び充実

(1) 文化施設の充実

5-1-06	担当部局名	環境生活部
事業名	オホーツク流水科学センター費（管理運営費）（平成2年度～）	
目的	オホーツク流水科学センターの管理運営を行い、北国らしい生活文化の振興を図る。	
事業の概要	<p>1 オホーツク流水科学センターの管理運営 指定管理者：公益財団法人オホーツク生活文化振興財団 （管理期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日）</p> <p>2 施設内容 (1) 映像ホール 全天周映像装置により、流水の世界を迫力ある画面と音響により再現する。 (2) 展示室 流水について解説した展示模型、流水砕氷船のレプリカやホームページと連動した流水などに関するQ&Aコーナーなど遊びながら流水の科学を体験することができる。 (3) 厳寒体験室 年間を通して氷点下20度の冬のオホーツクを体験できる。</p>	
道予算額	78,505千円（R4年度 80,382千円）	
担当課係	文化局文化振興課文化振興係	
備考	「北海道立オホーツク流水科学センター」 所在地：紋別市元紋別11-6 TEL：0158-23-5400	

5-1-07	担当部局名	環境生活部
事業名	庁舎等営繕費（文化振興課関係施設分）	
目的	北海道博物館、開拓の村、オホーツク流水科学センターが適切に維持運営されるよう施設の補修を行う。	
事業の概要	<p>【北海道博物館】 ・屋上防水、外壁改修、大型エレベーター改修工事</p> <p>【北海道開拓の村】 ・屋上防水、外壁、電気設備、機械設備改修実施設計 ・北海中学校改修実施設計</p> <p>【ふれあい交流館】 ・冷温水発生器改修工事</p> <p>【オホーツク流水科学センター】 ・電気設備改修工事 ・防水シャッター改修実施設計</p>	
道予算額	572,949千円（R4年度 115,029千円）	
担当課係	文化局文化振興課企画調整係	
備考	<p>「北海道博物館」 所在地：札幌市厚別区厚別町小野幌53-2 TEL：011-898-0456</p> <p>「北海道開拓の村」 所在地：札幌市厚別区厚別町小野幌50-1 TEL：011-898-2692</p> <p>「北海道立オホーツク流水科学センター」 所在地：紋別市元紋別11-6 TEL：0158-23-5400</p>	

5 文化環境の整備及び充実

(1) 文化施設の充実

5-1-08	担当部局名	環境生活部
事業名	【再掲】文化発信拠点づくり推進事業費（平成23年度～）	
目的	道内で活躍している若手アーティストを道民に紹介するミニコンサートや、本道の文化情報を発信するポータルサイトの運営など、文化発信事業を実施する。	
事業の概要	<ol style="list-style-type: none"> 文化発信イベントの開催 道内で活動するアーティスト等によるミニコンサート等を開催する。 「北海道歴史・文化ポータルサイト」の運営 ウェブ上で、北海道の歴史・文化や自然等に関する情報を国内外に発信する。 	
道予算額	1,283千円（R4年度 1,053千円）	
担当課係	文化局文化振興課文化振興係	
備考		

5-1-09	担当部局名	環境生活部
事業名	【再掲】北海道博物館特別展（平成27年度～）	
目的	北海道博物館において「縄文」をテーマとした特別展を開催し、縄文遺跡の価値・魅力を全道に広め、縄文遺跡への来訪を促進する。	
事業の概要	<ol style="list-style-type: none"> 道内各地の縄文遺跡群の貴重な縄文土偶・土器の展示を行い、情報を一元的に発信すると共に、道内各地へ誘客・回遊への関心の喚起を図る。 北東北の主要な土器・土偶など、国宝・重要文化財を含む縄文文化を物語る貴重な資料を一堂に展示する。 道内各地の縄文文化を伝える取組や、子どもたちの学習・関心の喚起に向けた取組の支援につなげる。 	
道予算額	10,000千円（R4年度 10,000千円）	
担当課係	文化局文化振興課企画調整係	
備考		

5 文化環境の整備及び充実

(1) 文化施設の充実

5-1-10	担当部局名	環境生活部
事業名	北海道立アイヌ総合センター管理運営費（平成3年度～）	
目的	アイヌの人たちの歴史及び文化に関する資料の収集・展示、並びに講演会等の開催や援助を行い、アイヌ民族の歴史に対する認識を深めるとともに、アイヌ文化の伝承及び保存の促進を図る。	
事業の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 道立アイヌ総合センターの管理運営 指定管理者：公益社団法人北海道アイヌ協会（管理期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日） 2 センターの施設等の概要 <ol style="list-style-type: none"> (1) 設置場所 札幌市中央区北2条西7丁目かでの2・7ビル7F (2) 施設概要 資料展示室、図書情報資料室、保存実習室 3 センターの事業概要 <ol style="list-style-type: none"> (1) 情報提供事業 <ul style="list-style-type: none"> ・展示資料等の調査、研究等 ・図書情報資料等の提供 ・図書等の貸出管理 (2) 学習事業 <ul style="list-style-type: none"> ・アイヌ文化伝承教室（初級・中級）の実施 ・講演会、研修会等の実施等 	
道予算額	10,567千円（R4年度 10,782千円）	
担当課グループ	アイヌ政策推進局アイヌ政策課アイヌ政策推進グループ	
備考		

5-1-11	担当部局名	教育庁
事業名	図書館維持管理費（昭和42年度～）	
目的	道民の生涯にわたる学習活動を支援・援助するために、道内における図書館網の確立を図り、その中核機能を果たすとともに、レファレンス・ライブラリーとして、比較的高度な研究調査に必要な資料を配して、図書館サービスに応え、また、インターネット予約貸出サービスによる道民へのサービスを通じて、道内の読書活動の推進母体となること等、道民の教育・文化の発展に寄与する。	
事業の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 図書・記録・視聴覚教育資料その他必要な資料を収集・保存、及び利用に供する。 2 図書館資料の分類配列を行い、その目録を整備する。 3 図書館資料の利用のための相談に応ずる。 4 他の図書館、国立国会図書館、議会図書館、学校図書館、公民館等と連携を図り、図書館資料の相互貸借を行う。 5 インターネットによる予約貸出サービスを行う。 6 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、その奨励を行う。 7 時事に関する情報及び参考資料の紹介・提供を行う。 8 学校、博物館、公民館、研究所等と連携し、協力を行う。 9 図書館に関する調査研究を行い、調査研究機関と相互に協力を行う。 10 図書館に関する専門的・技術的な資料を作成し、頒布する。 	
道予算額	84,460千円（R4年度 79,581千円）	
担当課係	生涯学習推進局社会教育課地学協働推進係	
備考		

5 文化環境の整備及び充実

(1) 文化施設の充実

5-1-12	担当部局名	教育庁
事業名	生涯学習推進センター費（平成3年度～）	
目的	道民の生涯にわたる学習活動の総合的な推進を図るため、指導者の養成・研修、学習情報の提供、生涯学習に関する調査研究等を行うとともに、本道における生涯学習振興の拠点施設として社会の進展や地域の要請にこたえる事業を総合的に行う。	
事業の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査・研究 <ul style="list-style-type: none"> ・当面する課題に関する調査研究 ・企画・研究相談 2 指導者の養成・研修 <ul style="list-style-type: none"> ・北海道社会教育セミナー ・社会教育ベーシック講習会 ・社会教育スキルアップ研修会 ・地域生涯学習活動実践交流セミナー 3 学習情報 <ul style="list-style-type: none"> ・学習情報提供 ・学習相談、広報 4 教育メディアの利用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・視聴覚教材の整備 ・視聴覚教材に関する学習相談 	
道予算額	5,689千円（R4年度 6,815千円）	
担当課グループ	生涯学習推進局社会教育課人材育成・開発グループ	
備考		

5-1-13	担当部局名	教育庁
事業名	道立美術館（5館）維持運営費（昭和52年度～）	
目的	「近代」、「旭川」、「函館」、「帯広」及び「三岸好太郎」美術館の維持運営に要する経費。	
事業の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 維持運営費 道立美術館（5館）の維持管理に要する費用 2 運営費 道立美術館（5館）の維持運営に要する費用 	
道予算額	655,416千円（R4年度 614,493千円）	
担当課係	生涯学習推進局文化財・博物館課博物館係	
備考	各美術館ごとの内訳 近代美術館 286,095千円 旭川美術館 127,513千円 函館美術館 117,262千円 帯広美術館 110,201千円 三岸好太郎美術館 14,345千円	

5 文化環境の整備及び充実

(1) 文化施設の充実

5-1-14	担当部局名	教育庁
事業名	北海道立北方民族博物館管理運営費（平成2年度～）	
目的	北海道立北方民族博物館の管理運営に要する経費。	
事業の概要	<p>1 維持運営及び事業を指定管理者に行わせる経費 〈指定管理者：（一財）北方文化振興協会、管理期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日〉</p> <p>（1）常設・特別展示の開催（常設展通年、特別展：北方民族の編むと織る） （2）教育普及活動（講演会・講座・講習会） （3）北方地域との文化交流 （4）民族資料の収集 （5）その他必要な事業</p> <p>2 調査研究事業に要する経費</p>	
道予算額	113,785千円（R4年度 116,295千円）	
担当課係	生涯学習推進局文化財・博物館課博物館係	
備考		

5-1-15	担当部局名	教育庁
事業名	北海道立文学館維持管理費（平成6年度～）	
目的	北海道立文学館の維持管理に要する経費。	
事業の概要	<p>1 維持運営及び事業を指定管理者に行わせる経費 〈指定管理者：（公財）北海道文学館、管理期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日〉</p> <p>（1）職員費、維持費、運営費</p> <p>（2）事業費</p> <p>① 展示事業（常設展、特別企画展） 〈特別企画展〉 ・ファミリー文学館 ネコ！・ねこ！・猫！！Ⅱ ・小津安二郎 ～世界が愛した映像詩人～ ・『スーホの白い馬』の画家 赤羽末吉 ・左川ちか 黒衣の明星 ・100年の時を超える</p> <p>② 教育普及事業 文芸講演会、月例朗読会、わくわくこどもランド、文学館出前講座、文学活動の支援</p> <p>③ 資料収集事業</p> <p>2 調査研究事業に要する経費</p>	
道予算額	152,070千円（R4年度 155,791千円）	
担当課係	生涯学習推進局文化財・博物館課博物館係	
備考		

5 文化環境の整備及び充実

(1) 文化施設の充実

5-1-16	担当部局名	教育庁												
事業名	北海道立釧路芸術館維持管理費（平成10年度～）													
目的	北海道立釧路芸術館の維持管理に要する経費。													
事業の概要	<p>1 維持運営及び事業を指定管理者に行わせる経費 〈指定管理者：釧路芸術館共同事業体（代表：株式会社コンベンションリンケージ） 管理期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日〉</p> <p>(1) 職員費、維持費、運営費 (2) 事業費</p> <p>① 展示事業（所蔵品展、特別企画展）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="5" style="text-align: center;">特別企画展</th> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">アートに耳をかたむけて 追憶 彫刻家・中江紀洋</td> <td style="width: 20%;">奈良原一高写真展 ハコビ・コレクションのお宝</td> <td style="width: 20%;">ヨーロッパ近代 絵画の巨匠たち 田園の夢 パル ビゾン派の世界</td> <td style="width: 20%;">ディズニー キャッツ&ドッグス かもめのももちゃん と見るCats&Dogs</td> <td style="width: 20%;">釧路芸術館・ 珠玉のコレクション</td> </tr> </table> <p>② 教育普及事業 講演会、講座レクチャー、ワークショップ、総合学習、キッズアトリエ、ミニアトリエ</p> <p>③ 芸術事業 ミュージアム・コンサート、パフォーミングシアター、アートシネマ展</p> <p>2 調査研究事業に要する経費</p>				特別企画展					アートに耳をかたむけて 追憶 彫刻家・中江紀洋	奈良原一高写真展 ハコビ・コレクションのお宝	ヨーロッパ近代 絵画の巨匠たち 田園の夢 パル ビゾン派の世界	ディズニー キャッツ&ドッグス かもめのももちゃん と見るCats&Dogs	釧路芸術館・ 珠玉のコレクション
特別企画展														
アートに耳をかたむけて 追憶 彫刻家・中江紀洋	奈良原一高写真展 ハコビ・コレクションのお宝	ヨーロッパ近代 絵画の巨匠たち 田園の夢 パル ビゾン派の世界	ディズニー キャッツ&ドッグス かもめのももちゃん と見るCats&Dogs	釧路芸術館・ 珠玉のコレクション										
道予算額	132,155千円（R4年度 135,746千円）													
担当課係	生涯学習推進局文化財・博物館課博物館係													
備考														

5-1-17	担当部局名	教育庁		
事業名	北海道立埋蔵文化財センター維持管理費（平成11年度～）			
目的	北海道立埋蔵文化財センターの維持管理に要する経費。			
事業の概要	<p>1 維持運営及び事業を指定管理者に行わせる経費</p> <p style="text-align: center;">〈 指定管理者：公益財団法人北海道埋蔵文化財センター〉 〈 管理期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日〉</p>			
道予算額	128,762千円（R4年度 128,762千円）			
担当課係	生涯学習推進局文化財・博物館課文化財調査係			
備考				

5 文化環境の整備及び充実

(2) 文化情報の発信

5-2-01	担当部局名	環境生活部
事業名	文化情報発信事業（北海道文化財団補助金）（平成7年度～）	
目的	北海道の幅広い文化情報発信のために、北海道文化財団が行う情報誌等の発行、インターネットによる情報提供、文化活動記録映像の制作等の経費に対し補助する。	
事業の概要	<p>1 文化情報提供事業 文化財団が実施する事業や地域の文化活動の参考となる情報を、情報誌やホームページを通して提供するとともに、文化財団事務所に、文化や舞台芸術、美術作品等を紹介する「文化情報ライブラリー」や「アートスペース」を設ける。</p> <p>2 舞台芸術情報提供事業 道内で実施可能な公演企画の最新情報を各市町村や道内文化ホールの公演企画担当者等に情報提供するほか、「北海道舞台芸術情報フェア」や「舞台芸術ネットワーク会議」を開催する。</p>	
道予算額	20,466千円（R4年度 21,269千円）	
担当課係	文化局文化振興課文化振興係	
備考		

5-2-02	担当部局名	環境生活部
事業名	【再掲】北海道博物館特別展（平成27年度～）	
目的	北海道博物館において「縄文」をテーマとした特別展を開催し、縄文遺跡の価値・魅力を全道に広め、縄文遺跡への来訪を促進する。	
事業の概要	<p>1 道内各地の縄文遺跡群の貴重な縄文土偶・土器の展示を行い、情報を一元的に発信すると共に、道内各地へ誘客・回遊への関心の喚起を図る。</p> <p>2 北東北の主要な土器・土偶など、国宝・重要文化財を含む縄文文化を物語る貴重な資料を一堂に展示する。</p> <p>3 道内各地の縄文文化を伝える取組や、子どもたちの学習・関心の喚起に向けた取組の支援につなげる。</p>	
道予算額	10,000千円（R4年度 10,000千円）	
担当課係	文化局文化振興課企画調整係	
備考		

5 文化環境の整備及び充実

(2) 文化情報の発信

5-2-03	担当部局名	教育庁
事業名	生涯学習推進センター費（学習相談・広報事業）（昭和57年度～）	
目的	道民の生涯学習を支援するため、生涯学習及び社会教育に関する相談事業を行うとともに、生涯学習に関する情報の収集、整理を行い、北海道生涯学習情報提供システムを利用し情報提供する。	
事業の概要	<p>1 学習相談 学習相談室「まなびウイング」（道立生涯学習推進センター内）</p> <p>(1) 相談内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習に関する相談 ・社会教育、生涯学習に関する相談 <p>(2) 相談方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面接による相談 ・電話、ファクシミリ、メール・郵送による相談 <p>(3) 相談日時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月～金曜日 10:00～16:00（祝日・年末年始を除く） <p>2 学習相談資料コーナーの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集・整理など ・提供情報の整理 	
道予算額	2,551千円（R4年度 3,136千円）	
担当課グループ	生涯学習推進局社会教育課人材育成・開発グループ	
備考		

5-2-04	担当部局名	教育庁
事業名	生涯学習推進センター費（学習情報提供システム事業）（平成3年度～）	
目的	生涯学習に関する大量の情報を収集、処理、管理、提供するシステムを運用することにより、情報のデータベース化、ネットワーク化、学習相談体制の整備を図り、道民の学習活動の積極的な支援・援助を行う。	
事業の概要		
道予算額	307千円（R4年度 254千円）	
担当課グループ	生涯学習推進局社会教育課人材育成・開発グループ	
備考		

5 文化環境の整備及び充実

(2) 文化情報の発信

5-2-05	担当部局名	教育庁
事業名	図書館情報システム運営費（平成5年度～）	
目的	生涯学習社会、高度情報化社会の中で、多様化、高度化する道民の学習要求に対応するため、道立図書館のレファレンス及び所蔵管理等の迅速化・効率化を図るとともに、利用者に対する迅速な情報、資料の提供を行う。	
事業の概要	図書館情報システムネットワークの構築 (1) 多様化、高度化する道民の要望に対して、道内図書館のセンターとしての充実 (2) 図書館資料の効率的収集、整理 (3) 利用者に対する迅速な情報・資料の提供 (4) 所蔵資料の書誌、所蔵目録データベースを構築し、各種目録の作成 (5) 資料の貸出・予約、レファレンス業務などの図書館サービスの向上 (6) コンピューターネットワークによる地域格差のない情報サービスの提供	
道予算額	6,078千円（R4年度 4,536千円）	
担当課係	生涯学習推進局社会教育課地学協働推進係	
備考		

5-2-06	担当部局名	教育庁
事業名	埋蔵文化財情報システム維持管理費（平成16年度～）	
目的	道民に対して埋蔵文化財情報を積極的に公開することにより、周知を徹底し、埋蔵文化財の保護を図る。	
事業の概要	埋蔵文化財の周知資料（包蔵地調査カード）をデジタル化し、インターネットで埋蔵文化財情報を公開することにより、道内の埋蔵文化財情報を検索することができるようにシステムの運用を図る。	
道予算額	2,458千円（R4年度 2,552千円）	
担当課係	生涯学習推進局文化財・博物館課文化財調査係	
備考		

5-2-07	担当部局名	総合政策部
事業名	交流広場の設置・活用	
目的	来庁者に道政に関する広報を行うなど、道民へのサービス向上を図るため、本庁舎1階ロビーに専用スペースを設置し、運営する。	
事業の概要	道政広報コーナー内の一部を随時、交流広場として活用し、来庁者が直接道政に触れられる場として、各種イベント等を開催する。	
道予算額	予算措置なし	
担当課係	知事室広報広聴課道政広報係	
備考	旧赤レンガチャレンジ事業	

6 歴史的文化遺産の保存及び活用

6-1-01	担当部局名	総務部
事業名	文書館管理費（文書館資料の閲覧・展示・普及事業）（昭和60年度～）	
目的	北海道に関する歴史的価値のある資料の保存利用機関として、広く道民の利用に供するため、閲覧室の運営を行うとともに、普及資料の刊行と各種講習会等を開催する。	
事業の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 所蔵資料の閲覧・複写サービス・利用相談業務 2 企画展の実施 テーマ展（年4回、各3か月）の開催 図書館北方資料室との連携展示開催 道庁本庁舎1階道政広報コーナー パネル展の開催 3 普及資料の刊行 ・館報「赤れんが」 ・調査研究事業報告書（隔年発行） 4 講習会の開催 ・古文書解読講座 ・古文書教室 ・文書等保存利用研修会 ・文書館利用講座 	
道予算額	2,125千円（R4年度 2,132千円）	
担当課係等	行政局文書課文書館	
備考	令和4年度の実績 閲覧室利用者 895人 普及資料刊行数延べ 2,500部 講習会等参加者延べ 166人	

6-1-02	担当部局名	総務部
事業名	文書館管理費（文書館資料の調査・収集・整理事業）（昭和60年度～）	
目的	北海道の歴史に関する文書等の保存利用機関として、歴史的価値のある資料の調査・収集・整理・保存を行う。	
事業の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 資料収集 公文書、私文書、刊行物等 2 資料整理 受入登録、目録作成、装備 3 資料の製本、補修 	
道予算額	5,710千円（R4年度 8,068千円）	
担当課係等	行政局文書課文書館	
備考	令和4年度の実績 資料受入 329点 資料整理 893点	

6 歴史的文化遺産の保存及び活用

6-1-03	担当部局名	総務部
事業名	古文書解読講座	
目的	道民の古文書に対する関心と解読力を高め、併せて北海道の歴史と史料の保存利用についての理解を深めることを目的として、古文書解読講座を開催する。	
事業の概要	参加者の知識・関心に応じて、入門（全1回）、初級（全1回）、中級（全2回）の3コースに分けて開催する。 文書館が所蔵している北海道史関係の古文書をテキストとして使用し、文書館職員が各コース毎に解読方法や史料の活用法についての基本的な知識を紹介する。	
道予算額	予算措置なし	
担当課係等	行政局文書課文書館	
備考	旧赤レンガチャレンジ事業	

6-1-04	担当部局名	総務部
事業名	北海道史編集費（平成29年度～）	
目的	郷土の歴史に対する道民の理解と関心を深めるとともに、歴史的資料を共有財産として後世に伝え、本道の学術・文化の振興に寄与するため、新たな北海道史の編さんを行う。	
事業の概要	<p>1 北海道史編さん委員会の運営 学識経験者、各界有識者等からなる道史編さん委員会の下で計画的に道史編さんの進捗管理を行う。 また、委員会の下に部会を設置し、専門委員等による調査研究・企画調整を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道史編さん委員会（年1回程度） ・企画編集部会（年2回程度） ・「政治・行政」、「産業・経済」、「社会・文化」、「教育」などの分野別6（小）部会 <p>2 編さん資料の調査・収集、「北海道史」の刊行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道内外資料の調査・収集 ・調査研究の基礎となる各種データの整備 ・『北海道現代史 資料編3（社会・文化・教育）』（令和6年3月刊行予定）に係る業務関係資料の筆耕、掲載資料の選別、掲載許諾申請、解説文等のとりまとめ・校正等 <p>3 道民への普及活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・編さんの進捗状況や調査研究の成果に関する情報を道史編さん機関誌「北海道史への扉」で提供（道立図書館ホームページ内北方資料デジタルライブラリーで公開） ・『北海道現代史 資料編2（産業・経済）』（令和5年3月刊行）の活用 道内の図書館、高等学校等へ配布、北方資料デジタルライブラリーで公開、PRの実施（企画展示、刊行記念講演会） 	
道予算額	22,801千円（R4年度 21,755千円）	
担当課係等	行政局文書課道史編さん室	
備考		

6 歴史的文化遺産の保存及び活用

6-1-05	担当部局名	総務部
事業名	庁舎等維持営繕費（赤れんが庁舎改修事業費）（平成30年度～）	
目的	赤れんが庁舎を適切に保存するとともに、歴史文化・観光情報の発信拠点として利活用を図り、北海道観光の呼び水とする。	
事業の概要	<p>1 赤れんが庁舎改修工事</p> <p>（1）保存修理 外観は昭和43年に復原された現状を維持し、内部は明治44年の火災復旧後の状態を維持・老朽設備の更新。</p> <p>（2）耐震改修 文化財の価値に与える影響が小さい工法を選定。</p> <p>（3）バリアフリー化 文化財の価値を損なわない範囲でのバリアフリー化。</p>	
道予算額	1,739,546千円（R4年度 1,295,464千円）	
担当課係	行政局財産課企画調整係	
備考		

6-1-06	担当部局名	総合政策部
事業名	北海道遺産構想の推進（平成11年度～）	
目的	次世代に引き継ぎたい北海道ならではの宝物として選定されている「北海道遺産」について、「NPO法人北海道遺産協議会」と連携してPR等を行い、北海道遺産構想の一層の促進を図り、北海道遺産を活用した地域づくりを推進する。	
事業の概要	<p>NPO法人北海道遺産協議会と連携を図りながら北海道遺産のPRを実施。</p> <p>○北海道遺産のPR</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺産関連施設や道外での誘客イベントの実施 ・HPなどによる情報発信 ・道政広報コーナーにおいてパネル展を実施 ・北海道庁ブログ「超！！旬ほっかいどう」において紹介記事の掲載 ・包括連携協定に基づく事業者との協同事業によるPR ・各種イベント等の機会に遺産パンフレット等を配布 	
道予算額	2,920千円（R4年度 予算措置なし）	
担当課係	地域創生局地域政策課地域政策係（地域資源）	
備考	※予算額は日本遺産等を含めた「地域資源を活用した魅力体験創出事業」の総額	

6 歴史的文化遺産の保存及び活用

6-1-07	担当部局名	総合政策部
事業名	夏休み知事公館公開事業	
目的	普段は閉館している土日・祝日に知事公館を公開し、知事公館の一層の活用を図る。	
事業の概要	小中学校の夏休み期間中に道民の皆様や観光中の方々に憩いの場を提供するため、普段は閉館となっている土日・祝日も知事公館を公開する。	
道予算額	予算措置なし	
担当課係等	総合政策部知事室秘書課調整係（知事公館）	
備考	旧赤レンガチャレンジ事業	

6-1-08	担当部局名	環境生活部
事業名	【再掲】北海道博物館事業費・試験研究費・管理運営費（昭和43年度～）	
目的	アイヌ文化など本道の特色ある歴史・文化・自然等を「5つのテーマ展示」で紹介する北海道博物館の管理運営をはじめ、貴重な資料の収集、保存や調査研究を行うとともに、総合展示や特別展示等の展示活動や講座、講演会の開催等による普及啓発活動を行う。また、北方地域における人と環境の関係史を明らかにするため、サハリン州（ロシア）、アルバータ州（カナダ）の博物館と提携して調査研究を行う。	
事業の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 資料の展示 <ul style="list-style-type: none"> ・総合展示 ・テーマ展（年3回）の開催 2 体験型講座・イベント等の開催 3 資料の収集、保存及びデータベース化した資料情報の公開 4 アイヌ民族文化の収集資料等に関する調査研究の実施 5 北海道博物館の管理運営 指定管理者：一般財団法人北海道歴史文化財団 （管理期間：令和5年4月1日～令和10年3月31日） 	
道予算額	428,170千円（R4年度 364,433千円）	
担当課係	文化局文化振興課企画調整係	
備考	「北海道博物館」 所在地：札幌市厚別区厚別町小野幌53-2 TEL：011-898-0456	

6 歴史的文化遺産の保存及び活用

6-1-09	担当部局名	環境生活部
事業名	【再掲】北海道博物館特別展（平成27年度～）	
目的	北海道博物館において「縄文」をテーマとした特別展を開催し、縄文遺跡の価値・魅力を全道に広め、縄文遺跡への来訪を促進する。	
事業の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 道内各地の縄文遺跡群の貴重な縄文土偶・土器の展示を行い、情報を一元的に発信すると共に、道内各地へ誘客・回遊への関心の喚起を図る。 2 北東北の主要な土器・土偶など、国宝・重要文化財を含む縄文文化を物語る貴重な資料を一堂に展示する。 3 道内各地の縄文文化を伝える取組や、子どもたちの学習・関心の喚起に向けた取組の支援につなげる。 	
道予算額	10,000千円（R4年度 10,000千円）	
担当課係	文化局文化振興課企画調整係	
備考		

6-1-10	担当部局名	環境生活部
事業名	【再掲】開拓の村施設整備費（昭和55年度～）	
目的	開拓の村が適切に維持運営されるよう歴史的建造物等の補修を行う。	
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開拓の村施設整備（老朽度調査等） <ul style="list-style-type: none"> ・ 開拓の村建造物老朽度調査等 	
道予算額	2,297千円（R4年度 2,552千円）	
担当課係	文化局文化振興課企画調整係	
備考	「北海道開拓の村」 所在地：札幌市厚別区厚別町小野幌50-1 TEL：011-898-2692	

6 歴史的文化遺産の保存及び活用

6-1-11	担当部局名	環境生活部
事業名	野幌森林公園エリア活性化・拠点化事業費（令和3年度～） 歴史文化「体感」交流空間再生事業費（平成30年度～）	
目的	2018年（平成30年）12月に策定した「ほっかいどう歴史・文化・自然「体感」交流空間構想」に基づき、野幌森林公園エリアの活性化を図るため、機能強化や魅力発信に取り組み、国内外の利用者の増加を目指す。	
事業の概要	1 野幌森林公園エリア活性化・拠点化事業費 （1）DXを活用した展示改修 （2）収蔵資料のデジタル化 （3）展示解説の多言語化 （4）Wi-Fi整備等による利便性向上 2 歴史文化「体感」交流空間再生事業費 （1）モニュメントデザインの検討 （2）休憩所活用の検討	
道予算額	23,468千円（R4年度 23,214千円）	
担当課係	文化局文化振興課企画調整係	
備考	「北海道博物館」 所在地：札幌市厚別区厚別町小野幌53-2 TEL：011-898-0456 「北海道開拓の村」 所在地：札幌市厚別区厚別町小野幌50-1 TEL：011-898-2692 「北海道百年記念塔」 所在地：札幌市厚別区厚別町小野幌53-2	

6-1-12	担当部局名	環境生活部
事業名	【再掲】文化発信拠点づくり推進事業費（平成23年度～）	
目的	道内で活躍している若手アーティストを道民に紹介するミニコンサートや、本道の文化情報を発信するポータルサイトの運営など、文化発信事業を実施する。	
事業の概要	1 文化発信イベントの開催 道内で活動するアーティスト等によるミニコンサート等を開催する。 2 「北海道歴史・文化ポータルサイト」の運営 ウェブ上で、北海道の歴史・文化や自然等に関する情報を国内外に発信する。	
道予算額	1,283千円（R4年度 1,053千円）	
担当課係	文化局文化振興課文化振興係	
備考		

6 歴史的文化遺産の保存及び活用

6-1-13	担当部局名	環境生活部・教育庁
事業名	縄文世界遺産活用推進強化費（平成21年度～）	
目的	世界遺産に登録された「北海道・北東北の縄文遺跡群」の適切な保存と活用を図るとともに、国内外に向けてその価値を広く発信する取組を展開する。	
事業の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 4道県及び関係市町共同事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保存・活用推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・啓発資料の作成・活用 (2) 誘客・集客促進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・国内フォーラム開催 ・各種普及啓発の実施 2 北海道事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 道民会議と連携したセミナー等の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・登録2周年記念シンポジウム (2) パネル・出土品等の展示 <ul style="list-style-type: none"> ・道政広報コーナー及び関係振興局 ・イベント会場等 (3) 縄文絵本の制作 (4) 他地域ガイドとの交流研修 (5) デジタルを活用した周遊促進 (6) ポータルサイトの多言語化 (7) 北海道における縄文世界遺産の拠点機能のあり方の実現に向けた検討 (8) その他、保存活用の推進に関する取組 	
道予算額	53,542千円（R4年度 58,391千円）	
担当課係等	文化局文化振興課縄文世界遺産推進室 生涯学習推進局文化財・博物館課文化財調査係	
備考		

6-1-14	担当部局名	環境生活部
事業名	【再掲】北海道立アイヌ総合センター管理運営費（平成3年度～）	
目的	アイヌの人たちの歴史及び文化に関する資料の収集・展示、並びに講演会等の開催や援助を行い、アイヌ民族の歴史に対する認識を深めるとともに、アイヌ文化の伝承及び保存の促進を図る。	
事業の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 道立アイヌ総合センターの管理運営 指定管理者：公益社団法人北海道アイヌ協会（管理期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日） 2 センターの施設等の概要 <ol style="list-style-type: none"> (1) 設置場所 札幌市中央区北2条西7丁目かでの2・7ビル7F (2) 施設概要 資料展示室、図書情報資料室、保存実習室 3 センターの事業概要 <ol style="list-style-type: none"> (1) 情報提供事業 <ul style="list-style-type: none"> ・展示資料等の調査、研究等 ・図書情報資料等の提供 ・図書等の貸出管理 (2) 学習事業 <ul style="list-style-type: none"> ・アイヌ文化伝承教室（初級・中級）の実施 ・講演会、研修会等の実施等 	
道予算額	10,567千円（R4年度 10,782千円）	
担当課グループ	アイヌ政策推進局アイヌ政策課アイヌ政策推進グループ	
備考		

6 歴史的文化遺産の保存及び活用

6-1-15	担当部局名	教育庁
事業名	【再掲】図書館維持管理費（昭和42年度～）	
目的	道民の生涯にわたる学習活動を支援・援助するために、道内における図書館網の確立を図り、その中核機能を果たすとともに、レファレンス・ライブラリーとして、比較的高度な研究調査に必要な資料を配して、図書館サービスに応え、また、インターネット予約貸出サービスによる道民へのサービスを通じて、道内の読書活動の推進母体となること等、道民の教育・文化の発展に寄与する。	
事業の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 図書・記録・視聴覚教育資料その他必要な資料を収集・保存、及び利用に供する。 2 図書館資料の分類配列を行い、その目録を整備する。 3 図書館資料の利用のための相談に応ずる。 4 他の図書館、国立国会図書館、議会図書館、学校図書館、公民館等と連携を図り、図書館資料の相互貸借を行う。 5 インターネットによる予約貸出サービスを行う。 6 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、その奨励を行う。 7 時事に関する情報及び参考資料の紹介・提供を行う。 8 学校、博物館、公民館、研究所等と連携し、協力をを行う。 9 図書館に関する調査研究を行い、調査研究機関と相互に協力をを行う。 10 図書館に関する専門的・技術的な資料を作成し、頒布する。 	
道予算額	84,460千円（R4年度 79,581千円）	
担当課係	生涯学習推進局社会教育課地学協働推進係	
備考		

6-1-16	担当部局名	教育庁
事業名	遺跡埋蔵文化財保存対策費（昭和46年度～）	
目的	遺跡・埋蔵文化財の所在地や範囲などの調査を行い、遺跡・埋蔵文化財の保存・保護を図る。	
事業の概要	<p>遺跡埋蔵文化財の分布調査等に要する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国土開発地域埋蔵文化財所在調査費 開発地域の埋蔵文化財所在調査に要する経費 対象面積3,704haで、1回の調査740.8haを5回行う。 2 国土開発地域埋蔵文化財試掘調査費 開発地域の埋蔵文化財試掘調査に要する経費 対象面積83.6haで、1回の調査3.8haを22回行う。 3 北海道東部の竪穴住居跡群調査費 北海道東部に所在する、地表面から窪みの状態で確認できる竪穴住居跡群の保護及び活用を図るために行う竪穴群に関する基礎的な情報や現状を把握する調査に要する経費 竪穴群総合調査及び個別竪穴群調査を行う。 	
道予算額	7,176千円（R4年度 7,337千円）	
担当課係	生涯学習推進局文化財・博物館課文化財調査係	
備考		

6 歴史的文化遺産の保存及び活用

6-1-17	担当部局名	教育庁
事業名	文化財保存対策費（昭和32年度～）	
目的	文化財の保存・活用を図るため、未指定文化財の調査や文化財パトロールなどを実施する。また、銃砲刀剣類を文化財に準ずるものとして保護・活用するため登録事務を行うとともに、文化財保護に係る許認可事務等を一部権限委譲した市町村に交付金を交付する。	
事業の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 未指定文化財保存対策費 未指定文化財の価値判断のための調査に要する経費 2 刀剣登録審査費 銃砲刀剣類登録規則による登録審査会の開催並びに登録等事務に要する経費 3 指定文化財管理事業費 道内の指定文化財及び埋蔵文化財包蔵地を後世に継承するため、指定文化財等の現況調査や保存指導等に要する経費 4 許認可事務等市町村交付金 道指定有形文化財及び道指定史跡名勝天然記念物の軽微な現状変更の許可や、土木工事等の発掘に関する届け出等について、権限を移譲した市の許可件数の前年度実績に応じて交付金を交付する経費 	
道予算額	3,343千円（R4年度 3,366千円）	
担当課係	生涯学習推進局文化財・博物館課文化財保護係	
備考		

6-1-18	担当部局名	教育庁
事業名	文化財保護活動費補助金（昭和37年度～）	
目的	文化財の保護思想の普及や保護活動の充実を図るため文化財保護団体に助成する。	
事業の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 文化財保護功労者の表彰 2 広報紙「文化情報」の発行（年6回） 3 子どもの文化財愛護活動推進事業 4 文化財めぐり 5 機関誌「北海道の文化」の発行（年1回） 6 文化財講演会 	
道予算額	4,807千円（R4年度 4,807千円）	
担当課係	生涯学習推進局文化財・博物館課文化財保護係	
備考	<p><補助先> 一般財団法人 北海道文化財保護協会 ・設立年月 昭和36年3月 ・所在地 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7ビル内 ・主な役員 理事長 角 幸博</p>	

6 歴史的文化遺産の保存及び活用

6-1-19	担当部局名	教育庁
事業名	アイヌ文化保存対策費（昭和48年度～）	
目的	北海道の貴重な財産であるアイヌ文化財は、時代の推移により、保存や伝承が困難となっているものがある。このため、アイヌ文化財の調査・記録や保存活用及び伝承活動の支援を行い、道民の理解促進を図るとともに、アイヌ文化財を次の世代に継承する。	
事業の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 アイヌ民俗文化財調査費 アイヌ民俗技術に関する調査、金成マツノートの翻訳整理及び報告書刊行に要する経費 2 アイヌ民俗文化財専門職員等研修費 アイヌ民俗文化財の保護に携わる専門職員等の資質向上と養成を図るための研修会開催に要する経費 3 アイヌ民俗文化財伝承・活用事業費 アイヌ文化財を理解するための基本的な用語やアイヌの伝統的な民俗技術、民俗芸能に関する伝承講座を行い、アイヌ民俗文化財の伝承・活用を図るために要する経費 	
道予算額	9,319千円（R4年度 9,339千円）	
担当課係	生涯学習推進局文化財・博物館課文化財保護係	
備考		

6-1-20	担当部局名	教育庁
事業名	縄文時代に学ぶ・世界遺産を活用した次世代育成事業（令和4年度～）	
目的	令和3年（2021年）7月に世界文化遺産に登録された北海道内の「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産をはじめとする縄文時代遺跡を活用することにより、縄文文化をはじめとする多様な文化や歴史、文化財の保護や活用等にも興味を広げ、郷土への愛着や誇りを育み、北海道の未来を担っていく人材を育成する。	
事業の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒向けの世界遺産や道内の縄文遺跡の理解を深めるための教材やゲストティーチャー授業の開発。 （1）オンラインで活用可能な縄文時代の人々の暮らしを学習するための動画の作成 （2）開発した教材等と出土品の実物資料を用いた出前授業の実施 2 世界遺産子どもサミット 北東北三県と北海道の児童生徒による実践発表（縄文遺跡群に係る学習や保存活用の取組等）や有識者による講演・講評等をオンラインで実施 	
道予算額	5,372千円（R4年度 6,468千円）	
担当課グループ	生涯学習推進局文化財・博物館課文化財調査係	
備考		

6 歴史的文化遺産の保存及び活用

6-1-21	担当部局名	教育庁
事業名	第65回北海道・東北ブロック民俗芸能大会（令和5年度 単年度）	
目的	北海道・東北地区に伝承されている民俗芸能を広く一般に公開し、その鑑賞を通して、民俗芸能の保存・伝承について理解を深めるとともに、無形民俗文化財の保存・伝承及び文化財の公開による地域振興等を目的とする。	
事業の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業内容 北海道・東北6県における、民俗芸能の伝承者・保存会等による公開のための大会を実施（大会は東北6県及び北海道で持ち回りにより毎年開催しており、今年度は北海道大会） 2 主催 北海道教育委員会、民俗芸能大会実行委員会 3 開催予定日 令和5年10月29日（日）（前日はリハーサル等実施） 4 場所 恵庭市民会館（恵庭市） 5 出演団体 8団体予定（東北6県が各1団体、北海道2団体） 	
道予算額	5,000千円（※新規）	
担当課係	生涯学習推進局文化財・博物館課文化財保護係	
備考		

7 文化性に配慮したまちづくりの推進

7-1-01	担当部局名	環境生活部
事業名	【再掲】生活文化活動振興事業費（平成5年度～）	
目的	<p>地域の文化振興に大きく貢献している個人、団体、企業に対し、「北海道地域文化選奨」又は「北海道地域文化選奨特別賞」を贈るとともに、その活動を広く道民に紹介することにより、道内各地で取り組まれている様々な文化活動を一層活性化し、北海道の風土に根ざした文化の振興を図る。</p> <p>また、文化及び余暇活動などの各種大会を支援・奨励し、生涯を通じた道民の積極的な余暇活動を促進する。</p>	
事業の概要	<p>1 北海道地域文化選奨事業</p> <p>(1) 対象 地域に根ざした活発な文化活動又は文化支援活動を行う個人、団体及び企業</p> <p>(2) 候補事例の推薦等 各振興局、各市町村及び関係各団体等から、候補事例の推薦を受けるとともに、候補事例を公募する。</p> <p>(3) 選考 有識者で組織する懇談会を開催し、「北海道地域文化選奨」及び「北海道地域文化選奨特別賞」を選考する。</p> <p>2 文化活動の振興 本道の文化の普及振興に寄与すると認められる各種大会において優れた成績を収めた個人又は団体に対して、知事賞の出賞を行う。</p>	
道予算額	340千円（R4年度 340千円）	
担当課係	文化局文化振興課文化振興係	
備考	<p><令和4年度（2022年度）の実績></p> <p>1 北海道地域文化選奨事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受賞者 選奨 江さし草会（江差町） 特別賞 特定非営利活動法人 岩内美術振興協会（岩内町） まちなかぶんか推進協議会（旭川市） <p>2 文化活動の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事賞出賞 54件（賞状 71枚、副賞 38個） 	

7-1-02	担当部局名	経済部						
事業名	北海道教育旅行活性化事業費（平成25年度～）							
目的	北海道への教育旅行の誘致を促進するため、情報発信及び教育旅行関係者に対するプロモーション等を実施する。							
事業の概要	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>受入体制整備</td> <td>事業者向けメニュー開発研修</td> </tr> <tr> <td>情報発信</td> <td> <p>教育旅行誘致に向けた情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育旅行サイトによる情報発信 ・ガイドブックの配布 ・国内外の教育旅行関係者等へのプロモーションやセールス活動 </td> </tr> <tr> <td>関係者招へい</td> <td>道外の教育旅行関係者招へい</td> </tr> </table>		受入体制整備	事業者向けメニュー開発研修	情報発信	<p>教育旅行誘致に向けた情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育旅行サイトによる情報発信 ・ガイドブックの配布 ・国内外の教育旅行関係者等へのプロモーションやセールス活動 	関係者招へい	道外の教育旅行関係者招へい
受入体制整備	事業者向けメニュー開発研修							
情報発信	<p>教育旅行誘致に向けた情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育旅行サイトによる情報発信 ・ガイドブックの配布 ・国内外の教育旅行関係者等へのプロモーションやセールス活動 							
関係者招へい	道外の教育旅行関係者招へい							
道予算額	23,240千円（R4年度 23,240千円）							
担当課係等	観光局観光振興課観光地づくり係							
備考								

7 文化性に配慮したまちづくりの推進

7-1-03	担当部局名	農政部
事業名	「北海道フラワーウォーク」運動推進事業	
目的	北海道産の花をアピールするとともに、花のある暮らしの推進と花の消費拡大を図り、北海道らしい花文化を創出する。	
事業の概要	<p>1 事業概要 「北海道フラワーウォーク」とは、旬の北海道産の花を使用した花束を、参加企業・団体の方々が退社時に周囲に見えるように街を歩くことで、北海道産の花をアピールする。</p> <p>2 主催 北海道フラワーウォーク実行委員会（道産花き関係者で企画立案） 〔（株）札幌花き地方卸売市場、札幌花き園芸（株）、はまなす花き（株）、札幌生花商業協同組合、北海道（事務局）〕</p> <p>3 参加企業・団体 （株）北海道銀行、（株）北洋銀行、（公財）北海道農業公社、北海道農業協同組合中央会、ホクレン農業協同組合連合会、北海道経済連合会、（独）中小企業基盤整備機構、（公財）北海道中小企業総合支援センター、（一社）北海道酪農畜産協会、農林水産省北海道農政事務所、札幌市、北海道（本庁及び石狩振興局）</p>	
道予算額	予算措置なし	
担当課係	生産振興局農産振興課花果樹係	
備考	旧赤レンガチャレンジ事業	

7-1-04	担当部局名	建設部															
事業名	交通安全施設事業費（昭和48年度～）																
目的	交通の安全を確保し、あわせて国民の心身の健全な発達に資することを目的として、自転車道の整備を進める。																
事業の概要	<p>都市部と公園、リゾート地域等を相互に連絡する広域なネットワークを形成し、自転車交通の安全性、利便性、快適性を確保するとともに、サイクルスポーツの振興を図ることを目的として、整備を進める。</p> <p>●予算内訳（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>公共事業費</th> <th>交付金事業費</th> <th>単独事業費</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>—</td> <td>55,000</td> <td>0</td> <td>55,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>—</td> <td>60,000</td> <td>0</td> <td>60,000</td> </tr> </tbody> </table>		年度	公共事業費	交付金事業費	単独事業費	合計	4	—	55,000	0	55,000	5	—	60,000	0	60,000
年度	公共事業費	交付金事業費	単独事業費	合計													
4	—	55,000	0	55,000													
5	—	60,000	0	60,000													
道予算額	60,000千円（R4年度 55,000千円）																
担当課係	土木局道路課道路計画係																
備考																	

7 文化性に配慮したまちづくりの推進

7-1-05	担当部局名	建設部
事業名	屋外広告物景観指導対策費（平成元年度～）	
目的	屋外広告物条例の内容を周知し、広告物の適正な掲出を進めるための指導取締りを行うとともに、屋外広告業者への指導などを行い、優良な広告景観の形成を誘導する。	
事業の概要	<p>1 制度の適確な運用</p> <p>（1）屋外広告物条例に基づく規制内容の周知徹底</p> <p>（2）屋外広告物の許可制度・屋外広告業の登録制度の適確な運用</p> <p>（3）屋外広告物講習会の開催</p> <p>2 屋外広告物の指導取締り</p> <p>（1）違反広告物の調査及び安全性確保等についてのパトロールの実施</p> <p>（2）違反広告物の是正指導及び適正な維持管理に係る指導</p> <p>（3）屋外広告物制度に係る広報活動</p> <p>（4）屋外広告物管理システムの運用</p> <p>3 優良な広告景観形成の方策</p> <p>（1）条例に基づく地域・地区指定の推進</p> <p>地域の景観や環境に応じた屋外広告物の規制や誘導を行うことにより、良好な広告景観を創出するため、関係市町村とも連携しながら地域・地区指定を進める。</p>	
道予算額	12,931千円（R4年度 13,007千円）	
担当課係等	まちづくり局都市計画課景観係	
備考		

7-1-06	担当部局名	建設部																										
事業名	都市計画街路事業費（昭和32年度～）																											
目的	歩行者、自転車、自動車等の交通路を確保するとともに、防災空間、環境空間、都市施設の収容空間等の多面的な機能を有し、都市における文化的な活動に欠くことのできない重要な基盤施設である都市内道路の整備を進める。																											
事業の概要	<p>1 事業の概要</p> <p>（1）都市の基盤となる幹線道路網の整備推進</p> <p>（2）文化的で豊かな生活環境の形成・保全に資する街路整備の推進</p> <p>（3）鉄道、バス等の公共交通利用促進に資する街路整備の推進</p> <p>（4）地域及び都市の活性化に資する街路整備の推進</p> <p>2 R5事業（札幌市・市町村事業予算額を除く）</p> <p>（1）予算内訳（単位：千円）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>公共事業費</th> <th>地域活力基盤整備事業費</th> <th>街路特別対策事業費</th> <th>調査費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,986,998</td> <td>100,800</td> <td>67,200</td> <td>13,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）事業箇所</p> <p>①防災・安全交付金事業</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>項) 北海道</th> <th>項) 社会資本</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>②社会資本整備総合交付金事業</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>項) 北海道</th> <th>項) 社会資本</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td>6</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>③補助事業</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>項) 北海道</th> <th>項) 社会資本</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td>8</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		公共事業費	地域活力基盤整備事業費	街路特別対策事業費	調査費	4,986,998	100,800	67,200	13,200	区分	項) 北海道	項) 社会資本	箇所数	3	3	区分	項) 北海道	項) 社会資本	箇所数	6	0	区分	項) 北海道	項) 社会資本	箇所数	8	0
公共事業費	地域活力基盤整備事業費	街路特別対策事業費	調査費																									
4,986,998	100,800	67,200	13,200																									
区分	項) 北海道	項) 社会資本																										
箇所数	3	3																										
区分	項) 北海道	項) 社会資本																										
箇所数	6	0																										
区分	項) 北海道	項) 社会資本																										
箇所数	8	0																										
道予算額	5,168,198千円（R4年度 4,606,291千円）																											
担当課係	まちづくり局都市環境課街路計画係																											
備考																												

7 文化性に配慮したまちづくりの推進

7-1-07	担当部局名	建設部
事業名	美しい景観のくにづくり推進事業費（平成19年度～）	
目的	<p>本道の景観は、広大な自然が市町村の境界を越えて存在する広域性、様々な自然、歴史文化が重なり合う多様性という特性を有しており、道内各地に地域らしさを醸し出す様々な良好な景観が形成されている。</p> <p>景観法に基づく行為の規制の適正な運用を図るとともに、広域的な景観づくりに向けた連携や市町村による景観づくりを促進することにより、この良好な景観が北海道全体に広がり、つながり合って、それぞれの魅力が光り輝く「美しい景観のくに、北海道」を形成し、豊かさと潤いのある暮らしや魅力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	
事業の概要	<p>1 景観法施行費 (1) 行為の制限に係る審査経費 北海道の全域において景観法に基づく行為の規制を運用。 （平成21年4月1日から北海道 全域で施行）</p> <p>2 景観づくり推進費 (1) 広域景観づくりの推進 条例に基づく広域景観形成推進地域の指定に向け、地域の広域景観づくりの機運を醸成、組織体制を構築する。</p> <p>(2) 景観行政団体への移行の促進 市町村の景観行政団体への移行を促進するため、景観づくりの意識の醸成を図るとともに、景観計画策定による効果、景観計画の策定や条例改正の実務などについて説明する。</p>	
道予算額	1,559千円（R4年度 1,612千円）	
担当課係	まちづくり局都市計画課景観係	
備考		

7-1-08	担当部局名	建設部
事業名	北海道景観づくりサポート企業登録制度	
目的	地域の景観づくりの活動に取り組んでいる企業を道が登録することにより、情報が広く共有され、協働の体制への促進を図り、もって北海道の良好な景観形成に資することを目的とする。	
事業の概要	良好な景観形成を図るため、景観づくりの活動に取り組んでいる企業を北海道が登録し、登録企業に対して支援を行う。	
道予算額	予算措置なし	
担当課係	まちづくり局都市計画課景観係	
備考	旧赤レンガチャレンジ事業	

7-1-09	担当部局名	警察本部
事業名	交番・駐在所整備費（平成6年度～）	
目的	地域安全の拠点である「交番・駐在所」について、治安情勢や地域住民の利便性等を考慮した整備を進める。	
事業の概要	交番・駐在所の整備については、地域の特性を生かして、街並みや自然環境等の景観を考慮した施設となるよう検討する。	
道予算額	69,495千円（R4年度 65,257千円）	
担当課係等	総務部施設課	
備考		

7 文化性に配慮したまちづくりの推進

7-1-10	担当部局名	警察本部
事業名	交通安全施設整備費（平成6年度～）	
目的	景観等に配慮した交通安全施設の改修整備に努める。	
事業の概要	<p>1 景観等に配慮した施設整備 交通安全施設等の整備に当たっては、各自治体及び地域住民の要望等を多角的に検討し、景観等に配慮した施設の整備に努めている。</p> <p>2 他機関の道路改良等、景観整備に伴う交通信号機の移設改修 交通信号機については、道路管理者の施工する電線類地中化事業に合わせて、信号ケーブルの地中化に努めている。</p>	
道予算額	3,965,922千円（R4年度 4,077,921千円）	
担当課係等	交通部交通規制課	
備考		

7-1-11	担当部局名	農政部
事業名	中山間地域農業農村総合整備事業費（令和2年度～）	
目的	中山間地域の特色を活かした営農の確立に向けて、農産物の生産拡大や加工販売による高付加価値化等を通じた地域の所得確保と農業の維持・発展を図るため、農業生産を支える水路やほ場等の基盤整備と、生産・販売施設等の整備を一体的に実施する。	
事業の概要	<p>1 事業種類及び内容</p> <p>(1) 農業生産基盤整備事業 農業用排水施設整備事業、農道整備事業、ほ場整備事業、農用地開発事業、農地防災事業、客土事業、暗渠排水事業、農用地の改良又は保全事業、土地基盤の再編・整序化事業</p> <p>(2) 農村振興環境整備事業 農業集落道整備事業、営農飲雑用水施設整備事業、農業集落防災安全施設整備事業、用地整備事業、生産・販売・交流・農泊等施設整備事業、情報基盤施設整備事業、農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備事業、交換分合事業</p> <p>2 事業主体 北海道</p> <p>3 補助率 国：55%、道：22.5%（32%）、その他22.5%（13%） （ ）は農業生産基盤整備事業適用</p>	
道予算額	430,000千円（R4年度 528,527千円）	
担当課係	農村振興局農村整備課中山間整備係	
備考		

7 文化性に配慮したまちづくりの推進

7-1-12	担当部局名	水産林務部
事業名	漁港海岸事業費（昭和32年度～）	
目的	「海岸保全基本計画」に基づき、災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう総合的な海岸保全を推進する。	
事業の概要	<p>○海岸保全基本計画に基づき事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸の整備に際しては、既存の施設の海岸保全機能の評価を行うとともに、施設整備による効果を踏まえつつ、施設整備区域だけにとらわれることなく、周辺の利用状況、環境状況等と十分な整合を図った整備を推進する。 ・海岸災害に対する安全性の向上を図るため、未だ不十分な海岸保全施設の整備を進める。 ・海岸保全機能の向上と合わせ、階段等の整備により、海にふれたり水際を歩いたりすることができる海辺へのアクセスの確保を推進する。 ・構造の工夫等により、生態系や自然景観等自然環境との調和のとれた良好な海岸環境の創出を推進する。 	
道予算額	1,212,564千円（R4年度 1,306,631千円）	
担当課係	水産局漁港漁村課事業係	
備考		

7-1-13	担当部局名	建設部
事業名	生きている川づくり推進事業費（河川）（平成8年度～）	
目的	「北海道の川づくりビジョン」に基づき、親しみやすい川・水質の保全と改善・子供たちの川づくり・魚道の整備など生きている川づくりを行う。	
事業の概要	<p>事業内容</p> <p>(1) 親しみやすい川づくり 自然とふれあい、近づくことのできる水辺を創出するため、周辺の景観や地域の整備と調和した川づくりを行う。 ・旧琴似川（札幌市）など2河川で実施予定</p> <p>(2) 子供たちの川づくり 河川を体験学習の場や遊びの場として利用できるようアクセス施設や植栽、標識の整備などを行う。 ・旧琴似川（再掲）で実施予定</p> <p>(3) 魚道の整備 魚類の遡上・降下の障害となっている落差工などに魚道を設置する。 ・伊野川（旭川市）など3河川で実施予定</p>	
道予算額	116,974千円（R4年度 118,240千円）	
担当課係	土木局河川砂防課河川計画係、建設政策局維持管理防災課治水維持係	
備考	・令和4年度実績 旧琴似川など	

7 文化性に配慮したまちづくりの推進

7-1-14	担当部局名	建設部
事業名	海辺のふれあい事業（平成2年度～）	
目的	海辺に対するニーズの多様性から前浜の有効活用を促進するために、従来からある海岸保全施設（直立護岸等）により陸域と海域が遮断されたり、後背地の地形状況等により、海辺への出入りが困難になっている箇所において、階段工や護岸表面改装、遊歩道等を一体として整備することで前浜へのアクセス機能を高めるとともに、「ふれあいの空間」を作るなど、海浜地利用の増大を図る。	
事業の概要	<p>1 事業内容</p> <p>海辺のふれあい事業は、海水浴等で特に利用度の高い海岸や景勝地において、地域住民の要望に応えるため、階段、遊歩道、緑地帯等の施設の充実を図り、海岸域が一体となった安全で快適なレクリエーションの場を創出する。</p> <p>2 採択要件</p> <p>(1) 従来の海岸保全施設には直立型の堤防、護岸が多く、保全上有益ではあるが周辺の状況や親水性を考えると、陸と海が遮断され、海とのアクセスが困難な海岸。</p> <p>(2) 後背地の地形状況等により、海とのアクセスが困難な海岸。</p> <p>(3) 海岸の利用形態等により、景観・修景に配慮が特に必要な海岸。</p>	
道予算額	2,000千円（R4年度 2,000千円）	
担当課係	建設政策局維持管理防災課治水維持係	
備考	・令和4年度実績 常呂海岸（北見市）	

7-1-15	担当部局名	建設部
事業名	きた住まいる推進事業費（昭和63年度～）	
目的	北海道の気候風土に根ざした質の高い住宅である「北方型住宅」の取組を進めるとともに、これを支える道内事業者による良質な住宅を道民が安心して取得できる仕組みである「きた住まいる制度」の取組を進める。	
事業の概要	<p>○きた住まいる普及推進事業</p> <p>(1)事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北方型住宅の普及推進や「北方型住宅ZERO」によるモデル団地の展開など ・「きた住まいる」制度の普及推進（道民向け広報活動など） ・「きた住まいるヴィレッジ」の取組（南幌町（H30.6～開設）での取組の継続及び他地域での展開による北方型住宅、きた住まいる制度のPR） ・きた住まいるメンバーの業務の実績や住宅の特長等を公開・検索可能とするとともに、住宅履歴の保管も行うことができる「きた住まいるサポートシステム」の運用 ・道による地域のブランド住宅の登録（地域材の活用など地域の特色を生かした「地域型住宅」を道がブランド住宅として登録・普及） 	
道予算額	37,562千円（R4年度 40,561千円）	
担当課係	住宅局建築指導課企画係	
備考	H28年に現在の事業名に変更	

7 文化性に配慮したまちづくりの推進

7-1-16	担当部局名	環境生活部
事業名	鳥獣保護対策推進費（昭和38年度～） 自然公園保全費（昭和59年度～）	
目的	自然に対する道民の知識と理解を深めるため、野鳥絵画展を開催するとともに、自然保護普及資材を作成する。	
事業の概要	1 愛鳥思想普及啓発事業の実施 道内の小・中学校及び高等学校の児童生徒から野鳥絵画を募集し、それを展示する野鳥絵画展の開催 2 自然保護普及啓発資材の作成 「自然公園ガイドマップ」の作成	
道予算額	373千円（R4年度 373千円）	
担当課係	1 自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係 2 自然環境局自然環境課公園保全係	
備考		

7-1-17	担当部局名	環境生活部																
事業名	自然公園施設整備費（昭和33年度～）																	
目的	国立・国定及び道立自然公園等の優れた風致景観を維持するとともに、利用者の安全確保及び適正な利用の推進を図るため、道及び市町村の利用施設等の整備を図るとともに、老朽化した施設の補修改良を実施する。																	
事業の概要	1 国立・国定公園の施設整備 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>公園名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>阿寒摩周国立公園ほか</td> <td>利用施設の老朽化対策等</td> </tr> <tr> <td>日高山脈襟裳国定公園ほか</td> <td>利用施設の老朽化対策等</td> </tr> </tbody> </table> 2 道有施設の補修改良 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>公園名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支笏洞爺国立公園ほか</td> <td>利用施設の老朽化対策等</td> </tr> <tr> <td>大沼国定公園ほか</td> <td>利用施設の老朽化対策等</td> </tr> </tbody> </table> 3 道立自然公園の施設整備 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>公園名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野付風蓮道立自然公園</td> <td>木道改修</td> </tr> </tbody> </table>		公園名	事業内容	阿寒摩周国立公園ほか	利用施設の老朽化対策等	日高山脈襟裳国定公園ほか	利用施設の老朽化対策等	公園名	事業内容	支笏洞爺国立公園ほか	利用施設の老朽化対策等	大沼国定公園ほか	利用施設の老朽化対策等	公園名	事業内容	野付風蓮道立自然公園	木道改修
公園名	事業内容																	
阿寒摩周国立公園ほか	利用施設の老朽化対策等																	
日高山脈襟裳国定公園ほか	利用施設の老朽化対策等																	
公園名	事業内容																	
支笏洞爺国立公園ほか	利用施設の老朽化対策等																	
大沼国定公園ほか	利用施設の老朽化対策等																	
公園名	事業内容																	
野付風蓮道立自然公園	木道改修																	
道予算額	260,995千円（R4年度 361,921千円）																	
担当課係	自然環境局自然環境課公園利用係																	
備考																		

7 文化性に配慮したまちづくりの推進

7-1-18	担当部局名	水産林務部
事業名	「北海道のmokuiku（木育）」推進事業費（令和2年度～）	
目的	木育を幅広い年代や地域の人々が意欲を持って取り組める息の長い道民運動として定着させるため、多様な分野と連携して、各種取組を推進する。	
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援における木育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園、児童館との連携による木育教室の実施 ・食育をはじめとした多様な「育」との連携による普及啓発イベントの開催 ○教育における木育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・初任段階教員への木育研修 ・大学等との連携による木育活動の実施 ○企業等との連携による木育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・木育マイスターの活動に対する支援 	
道予算額	9,569千円（R4年度 9,669千円）	
担当課係	森林環境局森林活用課木育推進係	
備考		

7-1-20	担当部局名	建設部																		
事業名	地域環境保全下水道事業費補助金（平成9年度～）																			
目的	自然公園などにある閉鎖性湖沼の水質保全や観光地の優れた自然を守るなど、地球の環境を保全するため、これらの地域で市町村が実施する公共下水道の整備に対し補助し、その促進を図る。																			
事業の概要	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 70%;">湖沼汚濁防止下水道事業</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算</td> <td>41,167千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助対象事業</td> <td> 次の要件を全て満たす区域とする。 但し、平成8年度までに湖沼汚濁防止下水道事業費補助金の交付を受けた下水道事業に限る。 （1）自然公園法第2条に規定する自然公園内にある閉鎖性湖沼。 （2）環境基本法第16条第1項により定められた環境基準が設定されている湖沼。 （3）集落排水が流入している湖沼。 （4）観光人口が定住人口を上回る集落に隣接する湖沼。 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施市町村</td> <td>釧路市（阿寒湖）、七飯町（大沼）、千歳市（支笏湖）、 網走市（網走湖、能取湖）、洞爺湖町（洞爺湖）、大空町（網走湖）、 鹿追町（然別湖）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助対象</td> <td>ア 管渠、ポンプ場及び処理場建設費 イ 起債償還費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助内容</td> <td>{(建設費+起債償還費) - (国庫補助金+起債+地方交付税+受益者負担金)} × 1/2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	湖沼汚濁防止下水道事業	備考	予算	41,167千円		補助対象事業	次の要件を全て満たす区域とする。 但し、平成8年度までに湖沼汚濁防止下水道事業費補助金の交付を受けた下水道事業に限る。 （1）自然公園法第2条に規定する自然公園内にある閉鎖性湖沼。 （2）環境基本法第16条第1項により定められた環境基準が設定されている湖沼。 （3）集落排水が流入している湖沼。 （4）観光人口が定住人口を上回る集落に隣接する湖沼。		実施市町村	釧路市（阿寒湖）、七飯町（大沼）、千歳市（支笏湖）、 網走市（網走湖、能取湖）、洞爺湖町（洞爺湖）、大空町（網走湖）、 鹿追町（然別湖）		補助対象	ア 管渠、ポンプ場及び処理場建設費 イ 起債償還費		補助内容	{(建設費+起債償還費) - (国庫補助金+起債+地方交付税+受益者負担金)} × 1/2	
区分	湖沼汚濁防止下水道事業	備考																		
予算	41,167千円																			
補助対象事業	次の要件を全て満たす区域とする。 但し、平成8年度までに湖沼汚濁防止下水道事業費補助金の交付を受けた下水道事業に限る。 （1）自然公園法第2条に規定する自然公園内にある閉鎖性湖沼。 （2）環境基本法第16条第1項により定められた環境基準が設定されている湖沼。 （3）集落排水が流入している湖沼。 （4）観光人口が定住人口を上回る集落に隣接する湖沼。																			
実施市町村	釧路市（阿寒湖）、七飯町（大沼）、千歳市（支笏湖）、 網走市（網走湖、能取湖）、洞爺湖町（洞爺湖）、大空町（網走湖）、 鹿追町（然別湖）																			
補助対象	ア 管渠、ポンプ場及び処理場建設費 イ 起債償還費																			
補助内容	{(建設費+起債償還費) - (国庫補助金+起債+地方交付税+受益者負担金)} × 1/2																			
道予算額	41,167千円（R4年度 48,382千円）																			
担当課係	まちづくり局都市環境課下水道計画係・経営企画係																			
備考																				

7 文化性に配慮したまちづくりの推進

7-1-20	担当部局名	建設部																																
事業名	都市公園事業費（平成10年度～）																																	
目的	都市における生活環境の改善、都市災害に対する安全性の確保並びに増大するスポーツ、その他多様な需要の充足を図るとともに、都市の健全な発展と住民の心身の健康保持促進に資するため、道立公園の整備を進めるとともに、施設の機能維持に必要な修繕を行う。																																	
事業の概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">公園名</th> <th colspan="2">事業費</th> <th rowspan="2">整備内容</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>公共</th> <th>単独</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道立噴火湾 パノラマパーク</td> <td>0</td> <td>34,328</td> <td rowspan="2">公有財産購入費 (PFIサービス購入料)</td> <td rowspan="2">「すてきな風景と出会う体験と交流の丘」 をテーマとし、道南圏のレクリエーションの場を提供</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">34,328</td> </tr> <tr> <td>道立真駒内 公園 他</td> <td>1,958,900</td> <td>119,000</td> <td rowspan="2">改築更新等</td> <td rowspan="2">真駒内公園、北海道子どもの国、野幌総合運動公園、オホーツク公園ほか7公園</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">2,077,900</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">合計</td> <td>1,958,900</td> <td>153,328</td> <td colspan="2" rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">2,112,228</td> </tr> </tbody> </table>				公園名	事業費		整備内容	摘要	公共	単独	道立噴火湾 パノラマパーク	0	34,328	公有財産購入費 (PFIサービス購入料)	「すてきな風景と出会う体験と交流の丘」 をテーマとし、道南圏のレクリエーションの場を提供		34,328		道立真駒内 公園 他	1,958,900	119,000	改築更新等	真駒内公園、北海道子どもの国、野幌総合運動公園、オホーツク公園ほか7公園		2,077,900		合計	1,958,900	153,328			2,112,228	
公園名	事業費		整備内容	摘要																														
	公共	単独																																
道立噴火湾 パノラマパーク	0	34,328	公有財産購入費 (PFIサービス購入料)	「すてきな風景と出会う体験と交流の丘」 をテーマとし、道南圏のレクリエーションの場を提供																														
	34,328																																	
道立真駒内 公園 他	1,958,900	119,000	改築更新等	真駒内公園、北海道子どもの国、野幌総合運動公園、オホーツク公園ほか7公園																														
	2,077,900																																	
合計	1,958,900	153,328																																
	2,112,228																																	
道予算額	単独:119,000千円(R4年度121,000千円)（公共+単独:2,112,228千円(R4年度:2,136,588千円)）																																	
担当課係	まちづくり局都市環境課公園計画係																																	
備考																																		

7-1-21	担当部局名	水産林務部		
事業名	北海道植樹の日・育樹の日推進事業費（北海道・木育フェスタ開催費）（昭和59年度～）			
目的	道民との協働による森林づくりを進めるため、北海道・木育フェスタ等の開催により「北海道植樹の日・育樹の日」の普及啓発を行う。			
事業の概要	<p>①開会式・「緑の募金」街頭募金（場所：道庁1階ロビーホールほか） フェスタ2023開会式、緑の羽根伝達式、「緑の募金」街頭募金、 「北海道植樹の日・育樹の日」PR</p> <p>②北海道植樹祭（場所：厚真町字幌内） 植樹、「北海道植樹の日・育樹の日」PR</p> <p>③木育ひろばinチ・カ・ホ（場所：札幌駅前地下歩行空間） 木育ひろば、木育教室、「北海道植樹の日・育樹の日」PR等</p> <p>④道民森づくりの集い（場所：未定） 森林ボランティア団体による活動紹介やワークショップ等の実施等</p> <p>⑤北海道植樹の日・育樹の日のPR 各振興局で開催する木育イベントにおいて、ポスターの掲示、 リーフレットやノベルティの配布</p>			
道予算額	9,668千円(R4年度 9,668千円)			
担当課係	森林環境局森林活用課活用調整係・木育推進係			
備考				

7 文化性に配慮したまちづくりの推進

7-1-22	担当部局名	水産林務部
事業名	道立の森維持運営費（昭和54年度～）	
目的	道民が森林と親しみ、森林を知り、その恵みを受けるとともに、自然と共に生きる心を培うことを目的とし、レクリエーション、スポーツ、森林学習、文化活動などが体験できる森林総合利用施設「道民の森」の維持運営を行う。	
事業の概要	<p>道民の森利用者が安全かつ快適に利用できるよう、当該施設の適切な維持管理を行うとともに森林学習プログラム等の提供を通じて、利用者の森林に関する理解や森林とのふれあいの機会の増進を図る。</p> <p>道立道民の森（月形町・当別町） 〈指定管理者：（一財）北海道森林整備公社、指定期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日〉</p>	
道予算額	192,545千円（R4年度 195,024千円）	
担当課係	森林環境局森林活用課木育推進係	
備考		

7-1-23	担当部局名	水産林務部
事業名	道民との協働の森づくり推進事業費（平成14年度～）	
目的	道民、森林所有者、NPO等の役割に応じた協働による森林づくりを進めるため、道民が快適に森林を利用できる散策路の補修や木育に関する情報発信に取り組む。	
事業の概要	<p>1 森とのふれあい促進事業 (1) ふれあいの小径整備 道民が安全かつ快適に森林を利用できるよう散策路等の維持・補修を行う。</p> <p>(2) 木育の情報発信 森林や森林づくり、木材利用に関する情報を季節情報誌やホームページ等で発信するとともに、木育マイスター等による木育教室等を開催する。</p>	
道予算額	10,571千円（R4年度 11,746千円）	
担当課係	森林環境局森林活用課木育推進係	
備考		

7 文化性に配慮したまちづくりの推進

7-1-24	担当部局名	水産林務部
事業名	北海道漁業協同組合連合会と市町村の連携による森林づくり活動への支援事業費 (令和2年度～)	
目的	全道各地において、森林環境譲与税を活用した市町村による森林整備を円滑に進めていくためには、森林環境税に対する道民理解の促進が重要であることから、森林づくり活動の体験を通じた普及啓発を行う。	
事業の概要	<p>全道各地で植樹活動を展開している北海道漁業協同組合連合会が、各地域で継続的に「お魚殖やす植樹運動」に取り組む漁協女性部や、森林環境譲与税を活用した森林整備の主体である市町村と連携して普及啓発を行うことで、森林整備の重要性と、それを支える森林環境税への道民理解の促進を図る。</p> <p>1 森林づくり活動に係る企画調整や税等の普及啓発 (1) 漁協女性部等との打合せ 事業を円滑に推進するため、漁協女性部等と植樹活動の実施内容等について協議する。 (2) 広報・普及啓発 活動内容を広く周知するため、インターネットを用いたホームページ、リーフレット印刷等による広報や普及啓発活動を行う。</p> <p>2 森林づくり活動の促進 森林づくり活動への参加を通じた森林環境税への理解促進を図るため、地域と連携した植樹活動を行う。</p>	
道予算額	4,000千円(R4年度 4,000千円)	
担当課グループ	森林環境局森林活用課活用調整係	
備考		

7-1-25	担当部局名	建設部
事業名	みどり豊かな道づくり事業(平成5年度～)	
目的	道路空間において、みどりの存在は利用者に潤いややすらぎをもたらす重要な要素となっているため、緑化樹の更新など、みどり豊かな道路環境づくりを進める。	
事業の概要	<p>1 事業内容 (1) 市街地における街路樹の設置 (2) 車両が路外逸脱するのを防止するための視線誘導樹林の設置 (3) 道路法面等の樹木の復元、自然との調和、環境と共生を目指した地域の自然条件に最も適した植栽等、質の高い道路環境の推進</p> <p>2 採択条件 道路機能の向上、沿道環境の景観形成及び既存樹木の保全を図り、道路環境づくりを目的とした事業であること。</p>	
道予算額	40,650千円(R4年度 41,060千円)	
担当課係	建設政策局維持管理防災課道路維持係	
備考	令和4年度実績 中標津空港線ほか	

8 推進体制等

8-1-01	担当部局名	環境生活部
事業名	【再掲】北海道文化財団補助金（平成6年度～）	
目的	文化振興指針に基づき、文化振興施策を機動的かつ効果的に推進するため、北海道文化財団が行う事業に対し補助する。	
事業の概要	<p>1 事業概要</p> <p>(1) 地域文化創造事業 地域住民による自主的で創造的な公演や展示等の発表に対し、経費の負担や助言等を行って文化活動を促進するとともに、文化活動による地域づくりの機運醸成を図る。</p> <p>(2) 文化活動人材育成事業 文化活動に関する専門的な知識や経験を有するアドバイザーやプロのアーティストを派遣し、事業企画や舞台技術に関する指導・助言やワークショップを行って課題を解決するなど、地域における文化創造活動を支援する。</p> <p>(3) 文化情報発信事業 北海道の幅広い文化情報発信のために、北海道文化財団が行う情報誌等の発行、インターネットによる情報提供</p> <p>(4) 芸術文化鑑賞事業 すべての道民が優れた芸術文化を享受できるよう、本道にゆかりのある公演団体や全国的水準の公演団体等による巡回公演を主催又は市町村等と共催して実施する。</p> <p>(5) 芸術文化交流事業 本道文化の質的向上のために、文化交流事業に対する助成や道外、海外の優れた文化団体の招へい公演を実施する。</p>	
道予算額	150,238千円（R4年度 150,018千円）	
担当課グループ	文化局文化振興課文化振興係	
備考	（公財）北海道文化財団の概要については、71頁を参照	

第4 参 考

1 北海道文化振興条例

北海道文化振興条例

(平成6年3月31日 北海道条例第31号)

目 次

前 文

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 文化振興指針（第6条）

第3章 民間団体等及び市町村に対する援助等
（第7条－第9号）

第4章 北海道文化基金（第10条－第16条）

第5章 北海道文化審議会（第17条－第23条）

附 則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、文化の振興に関する道の責務を明らかにするとともに、文化の振興に関する道の施策の基本となる事項を定めるものとする。

（道の責務）

第2条 道は、道が実施する文化の振興を図るための施策（以下「文化振興施策」という。）の体系を明らかにし、文化振興施策を総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

2 道は、道が実施する施策に文化の振興を図る視点を取り入れるよう努めるものとする。

（施策における配慮）

第3条 道は、文化振興施策の推進に当たっては、文化の担い手が道民であることを認識し、道民の文化活動が自主的かつ創造的に行われるよう配慮しなければならない。

（市町村との連携協力等）

第4条 道は、地域における文化の振興を図る上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、文化振興施策の推進に当たっては、市町村との連携協力を努めるものとする。

2 道は、文化振興施策の効果的な推進を図るため、市町村が実施する文化の振興に関する施策との調整に努めるものとする。

（財政上の措置）

第5条 道は、第4章に定めるもののほか、文化振興施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

今日、文化への志向の高まりは、人々の多様な文化活動の展開となって現われ、文化の概念は、生活の全般にかかわるものとして幅広くとらえられている。

私たちは、文化が生活に潤いと豊かさをもたらし、これからの地域社会の発展にかけがえのないものであることを深く認識し、一人一人がひとしく豊かな文化的環境の中で暮らす権利を有するとともに、自らが地域文化の創造と発展のため主体的に行動する責務を有していることを確認する。

北海道の鮮やかな四季と雄大な自然の下で、私たちは、先人たちの遺した文化を大切に守り育て、新しい地域文化を創造するとともに、これらの文化の恵沢をすべての人が享受することのできる生活文化圏をここ北海道の地に築いていくことを決意し、この条例を制定する。

第2章 文化振興指針

- 第6条 道は、文化振興施策の基本となる指針（以下「文化振興指針」という。）を定めるものとする。
- 2 文化振興指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 道民の文化活動の促進に関すること。
 - (2) 芸術鑑賞等広く文化に接する機会の拡充に関すること。
 - (3) 文化活動を担う人材の育成に関すること。
 - (4) 文化交流の促進に関すること。
 - (5) 文化環境の整備及び充実に関すること。
 - (6) 歴史的文化遺産の保存及び活用に関すること。
 - (7) 文化性に配慮したまちづくりの推進に関すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、文化の振興に関する重要事項
- 3 文化振興指針は、北海道文化審議会の意見を聴いて定めなければならない。
- 4 文化振興指針は、その要旨を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、文化振興指針の変更について準用する。

第3章 民間団体等及び市町村に対する援助等

（民間団体等及び市町村に対する援助）

- 第7条 道は、国又は地方公共団体以外のもの（以下「民間団体等」という。）が行う文化活動を促進し、及び市町村による文化の振興に関する施策の円滑な実施を促進するため、当該民間団体等及び市町村に対し必要な助言、助成その他の援助を行うよう努めるものとする。

（民間団体等の支援活動の促進）

- 第8条 道は、道民の文化活動に対する民間団体等の支援活動の重要性にかんがみ、その支援活動を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（顕彰）

- 第9条 道は、文化の振興に関し功績のあったものの顕彰に努めるものとする。
- 2 前項の顕彰を実施する場合において、特に重要な顕彰に係る授賞候補者の選考については、北海道文化審議会の意見を聴かなければならない。

第4章 北海道文化基金

（設置）

- 第10条 道民の文化活動の促進に関する事業その他の北海道における文化の振興を図るために必要な事業に要する経費（以下「事業費」という。）の財源に充てるため、北海道文化基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

- 第11条 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

（基金の使用）

- 第12条 基金は、事業費に充てるため、その全部又は一部を使用することができる。
- 2 前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。
- 3 第1項の規定により基金を使用する場合は、北海道文化審議会の意見を聴かなければならない。

（現金の管理）

- 第13条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

- 第14条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、事業費に充て、又は基金に編入するものとする。

（繰替運用等）

- 第15条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

（知事への委任）

- 第16条 この章に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

第5章 北海道文化審議会

(設置)

第17条 北海道における文化の振興を図るため、知事の附属機関として、北海道文化審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第18条 審議会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、知事の諮問に応じ、文化の振興に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第19条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第20条 委員及び特別委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第21条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第22条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会長への委任)

第23条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年6月1日から施行する。

(基金の使用の特例)

2 第12条第1項の規定にかかわらず、基金は、令和元年度に限り、一般会計の歳出の財源に充てるため、100億円を限度として使用することができる。

(検討)

3 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成10年7月1日条例第33号抄）

〔附属機関の整理等に関する条例の附則〕

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正前のそれぞれの条例等の規定により定められた附属機関の委員の数については、この条例の施行後初めて委員の任期の満了による新たな委員の任命又は委嘱が行われる日の前日までは、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成11年7月23日条例第25号）

〔北海道教育施設整備基金条例等の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日条例第15号抄）

〔北海道条例の整備に関する条例の附則〕

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成24年3月30日条例第13号抄）

〔北海道教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の附則〕

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日条例第1号抄）

〔基金の整理のための関係条例の整備に関する条例の附則〕

(施行期日)

1 この条例は、令和2年3月31日から施行する。

2 北海道文化財団の概要

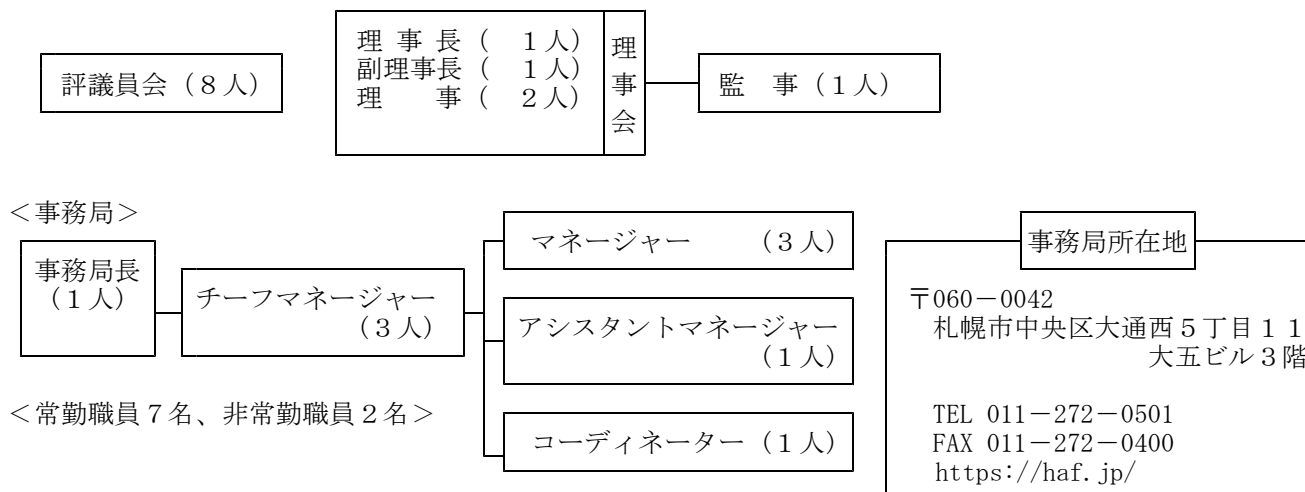
名 称 公益財団法人北海道文化財団
設立年月日 平成6年11月18日
主な役員 理事長 磯田 憲一 副理事長 阿部 典英

ア 北海道文化財団の設立及び目的

平成6年3月に制定された「北海道文化振興条例」及び同年8月に策定された「北海道文化振興指針」に基づき、北海道知事及び北海道教育委員会の許可を受け、平成6年11月に財団法人として設立され、平成24年4月に公益財団法人となりました。

当財団は、道民一人ひとりが心の豊かさを実感できるゆとりと潤いに満ちた地域社会の実現をめざし、道民生活の全般に係る幅広い文化の振興に関する事業を行い、新しい地域文化を創造するとともに、すべての道民が文化の恵沢を享受することのできる生活文化圏づくりに資することを目的としています。

北海道文化財団の組織機構（令和5年4月1日 現在）



イ 北海道文化財団の事業の概要について

北海道文化財団では、道の進める文化振興施策を民間の立場から機動的・効果的に推進することを目的として、道民の自主的な文化活動の支援や文化鑑賞機会を拡充するほか、文化活動に関わる様々な人材の育成に取り組むなど、幅広い文化の振興に関する事業を行っており、事業内容は次のとおりです。

- (1) 文化の創造活動の支援に関する事業
- (2) 文化活動の人材育成に関する事業
- (3) 文化情報の提供に関する事業
- (4) 鑑賞機会拡充に関する事業
- (5) 文化交流の促進に関する事業

ウ 北海道文化財団の事業一覧

事業名	事業目的	事業概要	事業形態	事業対象	経費負担
地域文化創造事業	文化の香り高い地域づくりに資するため、地域において文化団体等が住民参加により実施する創造的文化活動を、共催して支援する。	<ol style="list-style-type: none"> まちの文化創造事業 地域住民が参加する自主的で創造的な、公演や展示等の発表に対し、経費の負担や助言等を行い、自主的な文化活動を促進するとともに、文化活動による地域作りの機運の醸成を図る。 アドバイザー派遣事業 地域の文化団体等からの要請に基づき、文化活動に関する専門的な知識や経験を有するアドバイザーやプロのアーティストを派遣し、事業企画や舞台技術に関する指導・助言、舞台表現に関するワークショップ等を行い、課題を解決するなど、地域における文化創造活動を支援する。 	<ol style="list-style-type: none"> 共催 共催 	地域文化団体 市町村 市町村教育委員会 実行委員会 公立文化施設等	<ol style="list-style-type: none"> 共催負担金対象経費の2分の1以内 【財団負担】 派遣費用等の基本的経費 【派遣先負担】 会場費、宣伝、印刷費等
文化活動 人材育成事業	子どもたちから現に各分野で活動しているアーティストまで、幅広いレベル・年齢層に応じて、ワークショップや公演機会の提供等を行うとともに、音楽・演劇・美術等に関わる制作者や表現者など、地域文化活動の核となる人材に、文化事業の企画や運営のノウハウ等を提供する。	<ol style="list-style-type: none"> 新進アーティスト育成事業 次代を担う劇作家や優れた作品を発掘し、道内の演劇創造活動の活性化を目的とした「北海道戯曲賞」の実施や、中学、高校、大学の演劇発表を支援することなどにより、道内における文化活動のレベルアップを図る。 こどもアート体験事業 国内外で活躍するアーティストや実演家を道内の地域に複数回派遣し、子どもたち（児童・生徒）を対象とした体験型ワークショップや、共同制作、発表を行うことで、豊かな創造力、表現力の育成を図る。 	<ol style="list-style-type: none"> 共催 主催 	地域文化団体 市町村 市町村教育委員会 実行委員会 公立文化施設等	<ol style="list-style-type: none"> 1、2 【財団負担】 派遣費用等の基本的経費 【派遣先負担】 会場費、宣伝、印刷費等
文化情報発信事業	北海道の幅広い文化情報発信のために、情報誌等の発行、インターネットによる情報提供、文化活動記録映像の制作等を行う。	<ol style="list-style-type: none"> 文化情報提供事業 北海道文化財団が実施する各事業の内容や地域において自主的に企画する文化活動の参考となる情報を、情報誌「北のとびら」やホームページを通して提供するほか、財団の事務所内に「文化情報ライブラリー」や、美術作品等を紹介する「アートスペース」を設け、展示作品を公開する。 舞台芸術情報提供事業 道内で実施可能な音楽、演劇、舞踊等の公演の最新情報を提供する「北海道舞台芸術情報フェア」や、鑑賞事業の共同開催に向けて、市町村や地域の文化団体等が情報を交換する「舞台芸術ネットワーク会議」を開催する。 	<ol style="list-style-type: none"> 主催 主催 		<ol style="list-style-type: none"> 1、2 財団負担
芸術文化鑑賞事業	すべての道民が優れた芸術文化を享受できるよう、本道にゆかりのある公演団体や国際的・全国的水準の公演団体等による巡回公演を、主催又は市町村等と共催して実施する。	<ol style="list-style-type: none"> アートシアター鑑賞事業 北海道文化財団が選定した公演や、各市町村や地域の文化団体等が連携して企画する公演に対し、経費の負担や助言等を行い、優れた芸術鑑賞の機会を提供することにより、文化の裾野の拡充を図る。 	<ol style="list-style-type: none"> 共催 	市町村 市町村教育委員会 地域文化団体 実行委員会 公立文化施設等	<ol style="list-style-type: none"> 共催負担金対象経費から入場料収入額を控除した額の2分の1以内
芸術文化交流事業	本道文化の質的向上のために、文化交流事業に対する助成や道外、海外の優れた文化団体の招へい公演を実施する。	<ol style="list-style-type: none"> 文化交流事業 道内において、音楽、演劇、舞踊、美術等の芸術分野で活動している地域の文化団体等が道外や海外で行う公演や、道外や海外において、音楽、演劇、舞踊、美術等の芸術分野で活動している文化団体を招へいして、道内の文化団体等と交流を行う事業に経費の助成を行い、道内の文化活動の活性化を図るとともに、道外及び海外とのネットワークづくりを図る。また、提携交流として、積極的な発信活動を行っている実演家団体等を招聘し、様々な領域で相互の理解と交流が深まる地域間交流を促進する。 	<ol style="list-style-type: none"> 助成 	地域文化団体 実行委員会等	<ol style="list-style-type: none"> 助成金対象経費の2分の1以内